

第9日目（9月12日）

○議 長（塩谷寿雄君） 傍聴者の皆様、お越しいただきましてありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

新潟日报社及びエムスリー株式会社様より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

○議 長 本日の日程は、議事日程（第4号）のとおり一般質問といたします。

[午前9時30分]

○議 長 質問順位7番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 おはようございます。朝早くより傍聴者の皆様、足を運んでくださいますありがとうございます。今日、いろいろ思い出しながら朝を迎えたのですけれども、私たち議員に選んでいただいて10年がたって、10年前から社会情勢も大分変わっていろいろな問題が出てきたというふうに感じています。10年前、初めてこの演壇に立ったとき、先輩に出て行く前に、思う存分やってくれと。新人らしく思う存分やりなさいという声をかけてもらいました。10年、同じ会派を組んでいる先輩に同じく今日も同じ言葉をかけてもらって、元気いっぱい思う存分やりたいというふうに思っています。10年前に比べて何が変わったかという、私は10年前に来たときには恐らく異物だったのだろうというふうに思うのですけれども、10年たって諸先輩方にいろいろもんでもらって、今のよう状態になれたということに誇りを持ちながら一般質問をしたいと思います。

それでは、通告に従いまして1問目から開始いたします。

1 市内でのフリースクールについて

市内でのフリースクールについて。市内には学校に行かないという選択をし、家庭やそれ以外の場所で学習を行っている子供たちがいます。その子供たちにとっての居場所がどこにあるかを考え用意する必要がある。現在、子ども・若者相談支援センターがあるけれども、今後は学校教育法によって設置された学校以外の場所でも、子供の居場所をつくり育成する必要があると考えています。

(1) 現在、自分の居場所を学校に感じるができずに、不登校という選択をしている子供の実数を把握しているか。

(2) フリースクールと学校は連携することは可能か。

演壇からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、一般質問2日目、永井議員のご質問に答えてまいります。

1 市内でのフリースクールについて

思う存分いろいろなことを交換できればと思いますが、ただ1点目の市内のフリースクールについてということにつきましては、考えたところなのですけれども、やはり教育長のほ

うから答弁をいただくほうが先かと思っています。

ただ、こういう課題については自分も思うところがたくさんあるので、もしも必要であれば質問もいただければ、私のできる範囲のところでお答えはしたいと思っていますのでよろしくお願いします。教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 おはようございます。教育長の岡村でございます。答弁をさせていただきます。

## 1 市内でのフリースクールについて

1 番目のご質問、南魚沼市での自由学校、フリースクールについて。その第1でございます。現在、自分の居場所を学校に感じる事ができずに、不登校という選択をしている子供の実数を把握しているかというご質問であります。不登校の児童生徒数は、学校から毎月、報告を受けており、その実数は把握しております。しかし、不登校になる理由は様々な要因があり、また複数の理由が複雑に関連していること。あるいは、そもそも本人もその理由が分からないといったこともあります。そのため、無理に児童生徒に不登校の理由を追及することは、子供の心を追い詰めてしまうことにもなります。

ですので、ご質問の自分の居場所を学校に感じる事ができずに不登校という選択をしている子供というふうに問われますと、その回答というのは難しいところであります。

令和4年度の市内の不登校の児童生徒数は、小学校が38人で全体の1.35%です。中学校が69人で全体の4.97%となっており、それぞれのケースごとに不登校の理由の把握に努めていますが、特定、分離することは難しい状況であります。

2 番目のご質問。学校に代わる自由学校、フリースクールなどと学校は連携することは可能かという問いにお答えいたします。現在、南魚沼市にはフリースクールの設置はございません。不登校の児童生徒の支援については、児童生徒の学び場として、居場所として、子ども・若者相談支援センターが対応しております。そして学校と連携をしながら様々な支援を行っているところです。

文部科学省は、本年3月に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランを取りまとめて支援が必要な子供たちのニーズに応じた受皿の整備として、学びの多様化学校——これは不登校特例校と言われてきたものです。そして校内教育支援センターの設置、そしてさらに教育支援センターの機能強化を挙げています。加えて、民間のNPOやフリースクールとの連携を挙げているところであります。

学校は様々な学びを得られる場所でありませけれども、不登校は誰にでも起こり得るところでもあります。たとえ不登校になったとしても、何らかのきっかけや気づきによって学びたいと思ったときに、多様な学びの場につながるようにすることが重要だと考えています。ですので、子供が学びたいと思ったときに、学ぶ場所として学校を選択しない場合もあります。そのようなときに学ぶ場所としてフリースクールなどの民間施設を選ぶことがあっても、私どもは子供の状況によってその施設と連携を図って役割分担をしながら支援を進めていく、

それが大事だと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

今、教育長からすごく明快な答弁をいただきまして、私、今回このテーマを選んだというのが、ちょうどタイムリーなところで、このような選択をしている子供たちに触れるという機会がすごく多かった。それがすごく言い方は悪いですけども、社会問題になっている。私はそんなに大きな問題だとは思ってはいないのでですけども、大きな問題だと思っていないのは整備さえ、いろいろなことを整えられれば、それを受け入れることができればそれは問題にはならないというふうに思っているという意味合いなのです。

今回、(1)、(2)という質問を設定しましたけれども、今の答弁でも大きな答えとしては納得はしているのです。この後、ではこれをどうやって深掘りしていくかということ、もうどうしても討論になってしまうので、ここからはちょっと意見交換とかも含めた上での討論というふうになっていってしまうのだなというふうに思うのです。

今の数字を聞いたところで、小学校で38名、中学校では69名。この人数からいくと、いわゆる私たちの市の中にある特認校の栃窪と後山の小学校の児童数よりも上回っている可能性があるわけですね。だとしたら、この子供たち向けの独自の教育施設があっても悪くないのかというふうに思うのですけれども、その辺りどうでしょう。

○議 長 教育長。

○教育長 1 市内でのフリースクールについて

人数からいくと、この子供たちがではどこに行くのか、学びの場はどこにあるのかという問いであると思います。その一つが、南魚沼市におきましては子ども・若者相談支援センターであります。その施設は、文部科学省でいうところの教育支援センターとしての位置づけでありますから、そこが学校とは違う学びの場であり、居場所であるというふうに考えております。

しかしながら、子ども・若者相談支援センターは位置的に中心部から少し南に位置していますので、今現在はもう一つの居場所づくりとして大和庁舎にその居場所の、出先機関というのもあるんですけども、もう一つの場所としてそこを設置していこうと今思考しているところであります。ですから、南魚沼市の居場所づくりとしてはそこを考えています。

しかしながら、先ほどの人数から比べると、対応する能力といいますか、キャパシティーというのは少ないですので、それだけではなくて、時には学校と家庭をつないでオンラインで学ぶ機会があったりということも工夫しているところであります。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

この問題は、私たちが発する言葉もそれなりに丁寧にしなければいけない部分があって、

その辺がちょっと難しい部分があると思うのです。例えば私、今回この不登校というふうに自分で書いておきながら、ちょっと後悔はしているのです。今おっしゃっていたような施設が市内に大和にもあって、子ども・若者相談支援センターがあって、といったところはすごく充実する方向に話は進んでいくのだろうというふうに私は感じました。

例えば、どこどこ小学校卒業ということは、どこか社会に出るときには必ず書かなければいけないことで、学校に行かなかったとしてもどこどこ小学校——入学式に出ていればそこなのでしょうけれども、どこどこ小学校を仮に何らかの理由で学校に行かなかったとしても、子ども・若者相談支援センターに通って教育支援を受けた、大和にできる施設で教育支援を受けたといったようなことで卒業が認められるようなそういう制度というのは、今現在、存在しているのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 1 市内でのフリースクールについて

大切な確認をしていただきました。子ども・若者相談支援センターで学ぶ、あるいは活動をする、その内容につきましては、学校に報告をしています。そして学校長がこの内容については出席と認めるということであると、それは出席日数にカウントいたします。ですので、そのような別の場所であっても学びの場として子供が活動しているということを認めていけば、それが認定され卒業につながっていくというふうに考えています。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

分かりました。今の答弁で安心した部分が極めて大きくて、よかったというふうに思ったところですけども、その前の答弁の中でオンラインを使った授業でという話も出てきているので、ちょっとその辺りを伺いたいと思うのです。私も今、学ばなければいけないものというのがたくさんあって、何を学ばなければいけないかという、スノーボードとかスキーを自分たちが作っている、その製図をして、製図どおりに機械を動かすためにプログラミングをやらなければいけないのですけれども、本来それだけでも大学できちんとした科があるぐらいのところなので、これはちょっと大変だと思って何を開くかという、教科書でも何でもなくユーチューブなわけです。

ユーチューブで誰かがプログラミングしているのを見ながら学んでいるわけです。そんなのも15年、20年前にはちょっと想像もつかなかったことで、私が子供を持ってからまさかオンラインで授業が受けられるなんて思ってもみなかったです。オンラインで授業を受けることによって、今のような学校卒業がある程度認められるような、そういう社会になっているのであれば、それもどんどん拡充していくべきかというふうに思うのですけれども、授業の遅れとかそういったものがオンラインで補完できるような、そういった仕組みというのは今後、拡充されていくという認識でよろしいのでしょうか。

○議 長 教育長。

## ○教育長 1 市内でのフリースクールについて

オンラインで学習をしていて、その遅れを補完していくというその手だてでありますけれども、学校の学習をオンラインで共に学んでいくということは可能だと思います。しかし、どこまで到達するかということは、非常に個人差があると思います。そこで、南魚沼市の状況では、そのようにオンラインでつながっている子供の学びを確認するために、学校の先生がその児童生徒と直接関わることによって、学びを確認したりすることがあります。

そして子ども・若者相談支援センターでは、一人一人の個別の部分と、もう一つは学習サポートをしっかりと希望する子供にはしておりますので、そのようなところで学びをサポートしている部分が最近、特徴的になっています。そのように幾つかの方法で補完をしているというふうにお答えしたいと思います。

以上です。

○議長 長 8番・永井拓三君。

## ○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

今の答えでも十分納得しました。私は本当に小学校3、4年生ぐらいからつまづいたのを覚えているのです。何につまづいたかは覚えていないのだけれども、担任の先生が放課後付き合ってくれるのです。それが私の学習を補完してくれた、オンライン授業の代わりになるものだった。

ただし、その先生に関しては、物すごく大きな負担をかけたというふうには思っています。みんなが放課後、遊んでいるときに、ちょっと補習用のプリントみたいなのを渡されて、特別にノートを持ってこいと言われてノートを持って行って、それが終わると毎日そのノートにプリントを貼るわけです。その貼るのがいわゆるのりではなくて、セメダインの黄色と黒のチューブで、何でそれで貼っていたのだろうと思うのだけれども、いまだにそのチューブを見るたびにその先生のことを思い出してしまうという、恐ろしいカラーリングの刷り込みなのです。

そういったような教師の負担というのをなるべく抑えながら、今、本当に大きな問題になっていると思います。教員不足であるということ、南魚沼で働きたいと思ってもらえるような、この雪深い地域で働きたいと思ってくれるような教員が、だんだん少なくなっているのではないかということも言われたり——ぜひ、オンラインを拡充していくということに大きな意味があるのではないか、というふうに思う部分もあります。

例えば、分からなかったところが家に帰ってオンラインで何かを見る環境が整っていれば、それで補完することはできるのでしょうかけれども、その辺り拡充するという方向性でいいのか。いま一度、確認していいですか。

○議長 長 教育長。

## ○教育長 1 市内でのフリースクールについて

学校におきましては、ICTの整備を非常に急ピッチで進めてきました。その結果、様々なオンラインも含めた活用の方法が広がっていますので、これからはより積極的に関われる

ことができるようにしていきたいと思えます。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

今の答弁、本当に期待しています。それでやはりどちらにしてもオンラインを使うとなれば、その通信に関わる費用というのが出てくると思うので、通信に関わる費用が支払えないというご家庭も含めて、そういったサポートをすごく大きく期待していますし、学校以外の何か通信にそれを使われては困るという部分はあるのですけれども、とはいえ必要なものを必要なところに届けていくというのも、行政のサービスの一つだと思っていますので、その辺りも含めて検討してもらえたらというふうに思って、1 番は終わりにしたいと思えます。

2 番のフリースクールと学校の連携をすることは可能かというところに切り込んでいかなければいけないのですけれども、今回こういうふうに思ったのは、私の周りにも子供が学校に行かないということに対してそんなにネガティブに思っていない、気持ちの明るい家庭が幾つかあって——実際に保育園から、うちの下の子供も小学生になって、夏休みを共に過ごさなければというときに、子供に係る時間と仮にまともに働いていたらこんなに付き合えないというところがあると思うのです。例えば共働きでいけるのも学校があるから、学校に子供が毎日通ってくれるからというところは条件としてあると思うのです。仮に学校に子供が行かないとなった場合に、祖父母が家庭にいないとか誰か保護してくれる人が家庭にいないという場合は、親の生活の選択も狭めてしまうことになると思うのです。

現在の子ども・若者相談支援センターの機能を、もう今ので十分だという認識なのか、それとも子ども・若者相談支援センターをもっともっと拡充していくべきだと。拡充するにはこういう方向性を持っていると。なおかつ、大和地域が大きいですから、大和のほうにも同じような機能を持たせるというような方向性があるというようなことも先ほどおっしゃっていました。子ども・若者相談支援センターも含めて、子供たちを一時的に学校の代わりに預かるという施設に関して、今後のビジョンがあれば教えてください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 市内でのフリースクールについて

子ども・若者相談支援センターの件でいえば、位置的にも全部を網羅できるところではありませんので、大和庁舎にもう一つの拠点としまして学習できる場所、相談できる場所を増やしていこうということで、今、調整をしているところであります。実現できると思えます。しかし、様々なニーズのある児童生徒に、子ども・若者相談支援センターの一つだけで対応できるかという、それは難しいと思えます。

そこで、南魚沼市だけではなくて、国は教育支援センターの設置を大事にするとともに、各学校に——これは子供たちが学校に来ることが前提ですけれども、子供たちが教室ではなくて教室とは別の場所で、その子供の学びをサポートする場所として、校内教育支援センターの設置を構想しているわけです。なかなか新潟県ではその設置が進んでいないところでもあります。各学校に教室以外に子供たちが寄れる居場所になるところ、発展的に学ぶ場

所になる場所というのが増えていくことは必要と考えていますので、この設置につきまして  
は県の義務教育課とともにどこまで実現できるかということは、挑戦していきたいという  
ところであります。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

今の教育長の答弁も私は納得しました。納得した上で、今の答弁の中で県の話が出てきた  
と思うのです。ちょっと私もこの教育システムに若干違和感を覚えているのは、県の職員が  
各自治体に来ているという認識で私はいるのですけれども、今後、地方自治を考えた上で、  
これから地方がどんどん人口が減少していくということも含めて、自治体の教育職員に関し  
ては自治体で採用できるようなシステムというのは、なかなか難しいと思います。今のシス  
テムをぶっ壊さなければいけないですから。ぶっ壊すのは難しいとしても、何かしら別の方  
法でそれが代替できればいいなとは思っているところであります。

教室以外のところでということ今ふと思い出したことがあって、かつてフィンランド  
の小学校に行ったときに、フィンランドの小学生たちは一旦取りあえず教室に集まって、今  
日の課題みたいなものを先生から渡されて、先生にどこでやってもいいみたいなことを聞いて、  
廊下に出て行ったりだとか、廊下のところにある広場みたいなところで4、5人で何か  
お互いに情報交換をしながら勉強しているのです。そこに先生が行って、いろいろ聞いたり  
しながらクラス運営をしていたというのが、3校回って3校ともそうだった。そういう自由  
な発想の中で教育していたのだなと思って、ちょっと尊敬というか敬意を感じたところでは  
あるのです。

私たちの学校教育というのは、黒板があってその前に子供たちが並んで先生の言うことを、  
というのが一般的であって、自由さの中に何かがあるというのは、なかなかちょっと今の日  
本にはフィットしない部分があるのかもしれないと思いながらも、例えば子ども・若者相談  
支援センターでやれることが、例えば1年生から6年生までいて、サポートしてくれる職員  
さんが複数人いたとしても、なかなかそれは大変であると。それを拡充するためには、教育  
費の中の人件費を上げてでも子ども・若者相談支援センターの職員を増やして、こういう  
を受け入れる体制があるとか、そういう構想はありますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 市内でのフリースクールについて

子ども・若者相談支援センターのさらなる拡充につきましては、まだ今の段階では構想が  
あるというふうには言えない状況であります。今の状況から一步、二歩進むために、大和の  
支援を行う。それをどのようにするかというところでありますので、その先までについては  
構想というところではまだありません。

ひとつ、今私がお話ししているのは、学校という枠の中に子供たちをいかに引き寄せてい  
くかという部分がすごく多いのです。学校教育という立場からすると、学校教育の中に、様々

な多様性がある子供たちをいかに集めていくかというふうな話になります。しかし、実際は子供たちの多様性は広がっています。ですので、学校がその多様性に全て対応できるかというところ、難しいところがあると思います。ですので、国も先ほどの誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策において、公的な学校や教育支援センターという部分だけではなくて、NPOや民間の教育施設を活用し、連携していこうというそういうふうな広がりが出ているというふうに考えています。子供たちの様々な学びを認めていく、受け入れるということが、私たちに求められている。この私たちというのは学校だけではなくて、広く社会全体が子供たちの学びは、多様性があるということを受け入れるということに来ているのかなというふうに思いました。

それから、先ほどの外国の例を出されていたところから、ここは押さえておきたいというところで付け足しをさせていただきましたが、よろしくをお願いします。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

私がこの質問も当然、押し問答するつもりもないですし、なぜ拡充するのかというのを聞いているのは、かつての学校に行かないという選択をしていた子供たちに比べて、増えているのであればその機能を拡充する必要はあるのだけれども、もともといた数、母数よりもどんどん減っていくのであれば、その機能を閉じていったほうが効率がいいのではないかという考え方なのです。

なので、子供たちが学校に行かないという選択をしているというのが増えているのならば拡充したほうがいいと思うし、減っているのであればという議論なのです。過去の数字からいって横ばいなのか、増えていっているのか、それでいったらどっちなのか。

○議 長 教育長。

○教育長 1 市内でのフリースクールについて

これはもう日本全体が不登校の児童生徒数は増えています。南魚沼市におきましても簡単に状況説明をすれば、中学校は横ばい。若干の減少があつたりしていますが。不登校児童の低年齢化といいますか、小学生に増加がみられるというふうに捉えています。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

そういう意味では、ニーズが増えているということであれば機能は当然、拡充しなければいけないという発想で私はいいのではないかというふうに思いました。私自身も子供たちは学校に行っているのですけれども、型破りという言葉の中に、型に入らなければ破れるものではないから——さっきおっしゃっていた学校という枠の中という話ですね。学校という枠の中に入って見て、その枠をぶっ壊すことができるだろうというふうに私は信じているので、子供たちは学校に今行っていますけれども、学校に行っていない時期——本当に夏休みにいかに子供の教育というのが難しく、なおかつ親自身が関わることでここまで伸びるのかというのを、この夏、私は痛感しました。



議員職以外の仕事を夏はもうほぼやらなかったというぐらい、暑くてやっつけられないと思って、もうずっと子供と一緒にいました。川に行ったり、夏休みの宿題だという名のもとに、ザリガニを1時間に何匹捕れるか、それをゆでて食べてみようとか、そんなことばかりやっていたら夏が終わって、夏が終わって見たら自分が思っていたより子供が成長していた。

そういうことを考えると、1人に対して1人誰かがつくということが、子供に対して物すごく大きなことなのだというふうに気づいたところなので、今の教員の数の足りなさを何で補うかというのは、すごく大きな課題だというふうに思っています。それがオンラインの番組でもいいと思いますし、先生以外の誰かでもいいと思っています。

そういう意味では先生以外の誰かというところでは、例えば公民館で主催するような、地域の人たちがやっているような木工教室だったりとかに参加することでも、学校でいうところの単位が認められるのであれば、そういった制度を拡充していくのもいいのかなと思うのです。そういった学校が認めるという範囲というのが、今現在に定められている中でどこに行けば単位がもらえるよみたいな感じなのか。それとも、学校長が認めればそれはもういいですよという、ある程度の範疇があった中で、そういう考え方で学校運営が進んでいるのかだけ確認させてください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 市内でのフリースクールについて

基本的には校長の判断で認めるところであります。しかしながら、その枠組みとしましては、一定のものがあると思います。それはその児童生徒の支援としてそのような環境が設定してある、あるいはその子に応じた活動なり、合わせた学習を用意しているという、そのようなところがあると思います。それが判断できれば認めるというふうに考えます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

分かりました。ではその答弁に期待をして、今後、生涯学習というところも、何らか子供たちも関われるような——生涯学習というぐらいだから生まれてから亡くなるまでというふうに考えれば、どの範囲の人たちが来ても単位がもらえるといったようなシステムの構築が理想的ではありますが、そこにすぐにたどり着けるかといったらそうではないと思うので、徐々に一歩ずつそういうシステムをつくっていってもらうことに期待をしたいというふうに思います。

これは市長にお尋ねしようと思っているのですが、先日、大分市がおもしろい政策を展開しました。学校がある期間でも、親と市外に旅行に行く通算3日間に関しては、学校を欠席扱いしないという制度をつくりました。この9月から運用をされています。愛知県に関しても県全体で同じようなことをやっています。いわゆるテレワークとかワーケーションといったようなところで、親がどこでも仕事ができるような環境だったりということに、子供が付随して行くというのは、決して悪いことではないというふうに思っていますので、その辺り南魚沼市としてそういう政策もありだなというように思われたりするようなことが

あれば、市長の意見を聞いてみたいと思うのですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内でのフリースクールについて

そのうちに私に質問があるかと思って、ずっと聞いていたのですけれども、この角度から来るとはちょっと思わなかったのですが。前からこういう話があったのですよね。親と子供のそういうところが、それがまた認められて、行政としてもそれに関与して認めていくということが新しいのだなと思っています。今うちの市の特性を生かしてどういうことができるかということで、水面下で将来像を探っている中でいろいろな人に会っているときに、実は少しヒントになる場所があった。これからは夏休みとか——先ほど子供さんといっぱい過ごした、そう永井さんはできたけれども、できない人も多いです。逆に言うと、これはちょっと口幅ったい言い方ですけれども、多くの親は、ずっといるから夏休みを怖がっているところもあると思うのです。もちろんご飯を作ることもあるかもしれないけれども、ずっと時間をどうするかというところ。

いろいろな提言を受けている中で、夏休みをそっくり南魚沼が預かるということもあるのです。そのときにネイチャースクールとか、さっき言った川遊びでずっとやってみるとか。これはどの親も全部できるかというところではできないです。私はできなかったほうの親だったと思うので。山登りもあるでしょう。これは冬休みに置き換えればスキーとかもあるかもしれません。もうちょっと休みをちゃんと取れる違う制度もあるかもしれません。

今のお話は親と一緒に来るといえることですが、少しそれと違う角度があるとしたら、我が南魚沼市は、やはり多くの方々が自然に恵まれていて、そして様々な気づきがある。例えば雪のことがあったりしますけれども、そういうところをやれる環境にあるのではないかと提言している方がいます。

そういう中においては、先ほど学校の教育ということで、非常に制度的な縛りもあると思うのです。しかし、もう一方で夏休みの過ごし方として、その個人をたくましくしていくとか、人間性を上げていくとかという意味においては、我々が取り組める内容として非常に耳を傾けるところが最近そういう話が多くなってきたなど。こういう中に、例えば大分市の話ですか。そういったことが親も一緒に来てやれる環境をつくってもいいし——しかし、今日のテーマでは学校の単位になるかとか、そういうところまで、ちょっと私は分かりませんが、そういうところが多様性ということ認めて、そういう部分をやっていくことが何か日本の将来にちょっとかかっているところがあるのではないかという思いがします。

加えて、我々の地域がそこに参加をしていける土壌として、非常に関心を持たなければいけないというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 市内でのフリースクールについて

今日の質問が朝一番で本当によかったというふうに思います。市長もイライラしていないし、割と穏やかな中でいろいろ話ができるというふうに感じています。今おっしゃっていた

ような話というのは、恐らく交流人口が大幅に増える可能性があるというふうには私は感じて  
います。

それこそ本当に 30 年以上前ですけれども、となりのトトロのお父さんは、子供たちに自然  
環境の中で教育を受けさせたいということで、都会から謎の生き物がある森のあるところに  
移住をしているわけです。地方創生とかそういう言葉が生まれる前から、社会の奥底にはそ  
ういう思いというのが存在していたのだなと思うと、教育問題に関しては本当に奥深いし、  
それこそ新しい政策を打ち出すことによって私たちが期待しているような移住であったり、  
交流人口であったり、本当に雪資源の利活用みたいなところにまで話が及ぶ可能性が出てく  
る。これは本当にこの議論を通して何か前に向かっていけばいいなと私は感じて、今後、先  
ほど教育長がおっしゃっていたような、誰一人取り残さないといったような観点の中で、子  
供たちに必要な知識を植え付けてあげられるような、そんな教育に期待したいというふう  
に思って、1 番は終わりにしたいと思います。

## 2 市職員の配置について

2 番に移ります。市職員の配置についてです。本当にこれから社会が複雑化する中で、専  
門性の高い職員の育成が私たちの市の発展につながるかなと思っています。この点に関して、  
1 番、現在の部署異動の基準となっているものは何か。この辺りからお知らせいただきたい  
と思います。

○議 長 市長。

### ○市 長 2 市職員の配置について

それでは、永井議員の大項目 2 番目の市役所の職員の配置についてのまずは 1 つ目のご質  
問の、現在の部署移動の基準となっているものは何かというお尋ねですがお答えします。職  
員の異動につきましては、南魚沼市人材育成基本方針というのがありまして、そこに定める  
多様な分野を経験することで幅広い知識と経験を身につけることができる。組織として最大  
の効果を上げるために職員の適正を把握して、適材適所の配置に努めるべく 3 年から 5 年の  
期間による計画的な人事異動を進める、という項目に沿っています。この中で人事異動を行  
っていますが、特に若手職員につきましては、多くの部署を回ることで幅広い知識と経験を  
養うことが必要であるというふうにも考えております。

1 人の職員が同じ部署に長くとどまるということもあり得るのですけれども、次の職員の  
育成が遅れてしまうということも逆にあるかもしれません。そのポジションにずっといると  
ですね。次の方ということがあります。また、これはあってはならないことで、ないとは思  
いますが、やはり長くその立場にある場合、どうしても私ども市役所の職員というのは権限  
を持っている。様々なものがありますので、言葉は悪いですけれども、権力ということにも  
置き換えられてしまえば、そういう弊害。例えば様々な方々や業者との癒着とか、そういう  
こともあってはなりませんし、ないと信じていますが、そういうことを防ぐという意味も含  
めて部署を回していくということで、これまでやってきているということがあろうかと思  
います。

これらのことから、各職場が職員の能力を引き出して、活力にあふれる職場となるには、幅広い世代によって構成されることが必要であると考えておりました、バランスのよい人事配置になるように配慮しながら、現在、人事異動を行っているということでもあります。よろしくお願ひします。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 市職員の配置について

分かりました。部署異動の基準は理解しました。やはり今後、専門性の高い職員を育てていく必要というのが私はあるというふうに感じています。正しい比較かどうか分かりませんが、税収を売上高というふう考えた場合に、400億円近い売上高を誇る企業だというふうに置き換えた場合の幹部職員の今後も含めて専門性の高さというのは、すごく大きな武器になってくるというふうに思っています。

市長にイライラしていない時間がラッキーだと言いながら、イライラさせてしまうかもしれないですけども、この間の雪のパンフレット、雪のエネルギーを活用しようというパンフレットの中に、私はもう本当にかっかりしたものがあつたのです。何かと言うと、ずっと口を酸っぱくして言っている八角形の雪なんて世の中にあるわけがないと言っているのに、八角形の雪があるのです。それを雪を活用しようというふうに言っている市のパンフレットに、世の中に物理的にあり得ない——雪の結晶というのは小学校のときにも教えていますよね。水だって、水というのはH<sub>2</sub>Oだと言っていて、H<sub>2</sub>Oと教えている以上は、水素結合が何たるかということをお学校で教えているわけですよ。水素結合というのは絶対に120度しかないから、六角形以外のものができるわけがない。それが専門性の低い職員が手がけたパンフレットなのであれば、それはちょっと政策として恥ずかしいわけですよ。胴体はタコなのだけれども足が10本あつて、タコなのかイカなのか分からないというのではまずい。

南魚沼市は絶対雪に関しては誰にも負けない自治体としての知識、経験があるというところまでもっていくには、やはり高い専門性が必要になってくるというふうには私は思っています。その点に関して高い専門性を職員に持たせるということに関して、市長はどのように考えていますか。

○議 長 議員、2問目の質問に移っているということですか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の配置について

六花ですね、六角形。ご指摘ありがとうございます。いろいろ気づきがありました。ありがとうございます。

専門性の高い職員を育てるということの有用性だと思うのですが、これは非常にそういう点も、今、出てきております。その必要性を感じています。例えばですけども、専門性の、今、現在、我々が求めているなかなか厳しい最たるものは、デジタル人材だと思います。現在ですね、これがあります。職員の採用に当たりICT等の経験豊富な民間経験者の

採用、今までどおりの採用の仕方ではちょっともう難しいのではないかということ。それから、情報関連の資格を有する人材を採用する必要がありますが、現在、全国的には引っ張りだかということか完全に人材不足ですね。こういう状況が生まれている。

例えば、一方、建設部などの技師職員の人材確保は極めて困難です。これは県も言っていますけれども。本当にいろいろな事業を起こしていく場合に、その人たちがいないと例えば建物を造る云々も含めて——今例えば橋梁の点検から何からメンテナンスの部分や様々ありますが、こういったところで大変な状況です。募集をしても入ってこない。こういうことが今出てきています。現在、建設課と農林課に技師職員の係長級ポストである工務主幹、こういったものを新たに配置したり、いろいろ手を打っています。

加えまして私としては、地方創生という大きなぼんやりした言葉ですけれども、・・・をやっているときにいろいろな人に、有識者、知見のある方々にお会いする機会が多くなっています。これは例えばいろいろな方がいらっしゃいますが、その方々や、特にそういうことを推し進めている大学の教授の方々と付き合うことが多くなりました。その中で、突破しなさいよ、市長、と言われているのは、やはり専門性のある職員をずっと配置し続けること。

それは今までは行政としてはご法度的なところがあったわけです。前半の（１）番で答えた、回していきなさい。確かに公務員たるものの、今——うれしいのは、うちの職員で新人職員が入ってくると、希望は書かせるわけです。この中で本当に多くの職員、若い人は税務課を最初目指したがるのです。これは税務というのやはり公務員たるもの、また自治体としての一番の部分だと思うのです。そこを知らなくしてほかの業務をやっているもという私は思いがありますが、その後です。この中では専門性——先ほど言った雪の話もありましたが、例えばセンスを持って、そしてやはりスキルが継続していくという意味では、これからはいろいろなことを考えていかなければならないという思いです。その辺のバランスも必要です。そういうことを考えているところです。

なかなか1番のほうで答えた、しかし弊害というのも自治体職員としては出てきてはならないということもあるので、難しいです。取り組んでいかなければなりません。

雪のことにつきましては、ご提言いただきましてありがとうございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

## ○永井拓三君 2 市職員の配置について

市長がイライラしなくてよかったです。これは本当に重要な課題だと思っていますし、それこそ私も博士号の学位を取る前に、担当の先生に言われました。学位というのは足の裏についた米粒であると。取らないとすっきりしないし、取ったところでそれを食うことはできない、それで食うことはできないというようなことを言われながら、研究をして論文を書いたという苦い経験があるのですけれども、私自身は取ってよかったというふうに思っています。それこそ本当にうちの市内にも国際大学に行ってMBAを取るというのだって、生涯学習の一つとして市の職員がやるというのは、大いに応援すべきだというふうに思いますし、立地条件としては悪くないわけです。東京まで2時間ぐらいで行ける環境の中で、政策研究

大学院大学、いわゆるグリッpsで地方政策を学ぶということだっいいなと思います。

昨日何かこの3番の質問を見ながら、どんなところでどんなことができるのかと思ったら、高崎経済大学が地方創生系の学部を持っていて、修士号も博士号も取れるみたいな環境だったのです。よく考えたら、あそこは駅から自転車ですぐ行けると思いながら、本当に専門性の高い職員を配置する、育てるということが、私は市の発展につながると思う。

それに関して、例えばこの取得制度——例えば仕事をしながら学んでいいよ、なのか、仕事を休んで学んでいいよ、なのか、それとも本当に奨学金制度みたいなものをつくって、看護師を育成しようというのと同じぐらいの感覚で、例えばふるさと納税を使ったりすれば、継続できなかつたらそれでしょうがないと思えるような内容なわけです。財源がなければもうしょうがないわけです。例えばそういったような奨学金制度とかがあれば、市の職員のモチベーションにもつながるといふふうに思いますけれども、その辺り何か突破しなければいけないという課題に対して、突破しようという何か意気込みがあれば教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の配置について

3番目のご質問の資格や学位の取得制度を新設したらどうかと。先ほどは米粒論がありましたけれども、私どもが今、非常に付き合わせていただいている松井利夫さん。アルプス技研創業者最高顧問の松井さんは、もう社長になってからMBAの取得。大したものだと思います。そして、社長業をやりながら大学で大学院まで出られて。そのことがどれだけ自分にとってすばらしかったかということ、今、神奈川新聞という神奈川県、うちの新潟日報みたいなものだと思うのですけれども、神奈川新聞で、我が人生という連載があるのです。必要だったらコピーを差し上げたいぐらいですけれども、その中で物すごくこのことを言っています。

そして、人材育成のことについて松井さんは、非常にそこで記述が多く散見できます。私はすばらしいことだと思っています。うちのほうではどうかということですが、職員の資質向上と能力開発を図ることを目的としまして、自己研修事業というのを設けています。令和4年度には3件の利用があったと。これは職務を進めていく上で、自分でこの資格を有益だと思って取得するための研修などに職員が参加する場合に、旅費に対する支援を行っています。まずそれが1点。

応援をしていきたいと思っていますし、もう一つ、担当業務に必要な不可欠な資格というのがやはりありますよね。これにつきましては、各所属の部署で予算化をして資格取得の支援を実施しています。例えば、水道課では給水装置工事主任技術者とか様々あります。消防では救急救命士養成の講習料及び旅費の全額などの支給、こういうのがあります。もう一方、実は県自治体研修所や市町村総合事務組合主催の専門研修の受講、こういったものにも応援し、もちろん背中を押して応援しています。

加えて、先ほど議員からお話のあった職員の学位取得のことに関しては、実は市には自己啓発等休業制度というのがあるのです。これがあまりまだ知られていないところがあるのか

もしれません。これは我々のせいかもしれません。大学などにおける修学または国際貢献活動こういったものを希望する職員に対して、3年を超えないという範囲で、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める、そういう休業制度を設けています。まだチャレンジした人はいません。この言葉を聞いて奮い立つ者がいれはうれしいですし、あとは我々がもっと取得しやすい環境をつくる。それだけでなく忙しいと思っているかもしれませんから。

そういう中で、高崎経済大学の話がありました。今そこから我が市にたくさんの学生さんたちがいろいろなことにやってきていますから、うれしいですね。加えて、国際大学の学長さんとこの間話をしていて、国際大学のそういうカリキュラム等々に今の例えばこういう制度を使って、ぜひ、職員を大学で勉強させたらどうだという話もつい先日あったので、何かこの質問が今、私にとってはタイムリーだったというふうに思います。そういうことで、研さんしてもらいたいと思っています。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 市職員の配置について

分かりました。(1)、(2)、(3)を通して、市の職員のモチベーションを上げながら、市の政策展開も含めて有用性を高めていくといったところに、物すごく大きな期待をしますし、制度があるのであればそれを使わないのはもったいないというふうに私も思っているので、ぜひ、この議会のこの討論を聞いた職員の中で、我こそはという人が出てきたら応援したいというふうに思います。自分が行かれ・・・。

今回、大項目1番、2番は両方とも人を育てるという意味で一貫性を持たせたつもりではありません。特に子供たちの未来とかに関しては、大きな期待もしていますし、我々の自治体の大きな資源であるというふうに考えられる雪に関しても、図書館にも本があります。ウイルソン・ベントレーのスノークリスタルズという本。一介の小学校しか出ていない農夫が、15歳のときに母親に買ってもらった顕微鏡で撮った写真五千数百枚が、今現在、雪の研究をしている研究者たちのバイブルになっているというところに、大きな意味があるというふうに思っています。

子供たちの大きな夢であったり才能だったりというのを伸ばせることができる、そういう教育環境を整えながら、そういうことを立案できるような市の職員を育てていく。そして今後、考え得る人口減少だったり大きな問題にも、しっかり立ち向かうことができるような人材を育てていくということに対して、私は予算の配分がされていたりとか、今後、基金を使った何かというのに期待をしています。10年前と同じように思う存分やらせてもらいました。終わりにしたいと思います。

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を10時45分といたします。

[午前10時28分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午前 10 時 45 分]

○議 長 質問順位 8 番、議席番号 2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 傍聴者の皆さん、ありがとうございます。発言を許されましたので、医療のまちづくりに関わって、ゆきぐに大和病院の今後について一般質問をさせていただきます。

#### ゆきぐに大和病院の今後について

第 3 回医療のまちづくり市民会議において、ゆきぐに大和病院を令和 7 年度に診療所化する計画が示されました。資料によれば、市民会議の 4 日前に開かれた経営管理本部会議で方針確認。8 月 18 日の市民会議に報告。9 月 1 日の医療対策実施本部会議で方針確認。住民説明会の予定は来年 2 月となっており、それまで住民に対して説明や意見を聞くという予定にはなっていませんでした。市民会議での報告が、方針に対する市民代表の意見聴取という表現にはなっていましたが、住民説明会は来年の 2 月、すぐ後の 3 月議会では既に診療所化に伴う設置条例等の改正をし、令和 7 年度に診療所化するというスケジュールを報告しており、丁寧に住民の意見を聞いて進めなければならないという姿勢も認識も、この報告資料からはかけらも感じられません。

小項目 1 点目ですが、ゆきぐに大和病院はそもそも病院として移転新築することになっていたのではありませんか。外山病院事業管理者が副市長時代に、我が党の岡村雅夫前市議の質問に、病院として残すと答弁していますし、令和 4 年 6 月に示された医療のまちづくりに関する骨太の全体計画には、ゆきぐに大和病院の建設と題して、大和地域で唯一の回復期及び慢性期の病床機能を持つ、ゆきぐに大和病院は——中略させていただきます——病床形態を含む病院の持つべき機能を十分に検討した上で、浦佐地区に移転新築することにより、魚沼の医療再編を完結させる、と記してあります。

そして、さきの 6 月議会における一般質問で市長は、移転新築の日程的な見通しについて、骨太の方針の全体計画で令和 4 年度と令和 5 年度の経営状況を分析した上で、最終的な判断は令和 6 年度に行うことになっている、と答弁されました。骨太の方針の計画は、あくまで病院としての計画であったはずです。その答弁から 2 か月しかたたない 8 月に、令和 7 年度診療所化という方針を打ち出したのはどういうことなのでしょう。6 月議会での答弁は虚偽だったのですか。結論ありきであまりにも住民軽視と言わざるを得ないやり方ではないでしょうか。認識を伺います。

小項目の 2 点目。ゆきぐに大和病院はベッド数 45 床、稼働率は、第 5 回医療のまちづくりプロジェクトチーム会議で示された資料によれば、令和 3 年度、令和 4 年度の平均で 90% を超え、今議会に示された最新の資料でも、令和 4 年度の稼働率は 89.8% となっています。事実上、満床状態であり、市民に必要とされる病院です。

昨年 6 月に示された医療のまちづくりに関する骨太の全体計画には、平成 27 年市民病院開院に当たり、理念として私たちは自然の潤いの中で、人それぞれの希望に満ちた暮らしを支え、地域医療を推進しますとうたい、5 つの基本方針を掲げています。そして、これは当時



のゆきぐに大和病院企業理念及び基本方針を踏襲したものだ」と紹介し、新しく経営理念を再定義するに当たっても、その流れをバージョンアップしたものに統一して改訂したと述べています。ゆきぐに大和病院は南魚沼市の医療のまちづくりの原点ともいえる病院です。そのことを強調した上でお聞きします。

当市では現在でも 100 人を超える方が県外に行かざるを得ない状況にあります。病床数 45 床のゆきぐに大和病院を診療所化することは、不足している慢性期病床がさらに減ることになります。県外流出を改善できないばかりか、流出を前提にした診療所化ということになります。それは市長が議会答弁で示した、幾つになっても住み慣れた地で住み続けられる体制、これを実現しなければならないという思いにも、医療のまちづくりに関する骨太の全体計画に掲げた理念にも、反するものではありませんか。市長の認識を伺います。

最後、小項目 3 点目です。ゆきぐに大和病院の診療所化の理由は、医師の働き方改革への対応のためと説明していますが、要するに医師不足が原因です。新潟県の医師の偏在指標は、全国 47 位、中でも魚沼医療圏域は県下でも最下位クラスになっています。外山病院事業管理者からは寄附講座など様々な手を尽くして、医師確保の努力をいただいておりますが、定年や任期の問題に加え、やはり派遣元の医療機関でも医師の働き方改革の課題があつて、医師の派遣はさらに困難になるとの説明もありました。働き方改革はとても大事で、医師の健康や自由な時間を保障することは必要だと考えます。

しかし、県外に行かざるを得ないほど不足している魚沼医療圏の慢性期の病床、市民にとって必要とされ、ほとんど満床となっている病床を何の対策も示さず、市民への丁寧な説明もなく、いきなり医師の働き方改革への対応を理由に診療所化を持ち出すのは、あまりに理不尽です。必要な医師の働き方改革に対応し、地域医療をどう守るのか。解決策は医師不足の解消しかありません。

2019 年 1 月、厚生労働省が初めて行った勤務医の労働時間調査で、勤務医のうち 4 割が過労死ライン、1 割が過労死ラインの倍を超えて働いていることが明らかになったそうです。このことは、医師不足は医師の地域的な偏在は確かにありますが、そもそも絶対数が不足していることを意味します。日本の医師数は OECD の人口当たりの平均医師数と比べて、絶対数で 13 万人少なく、新潟県の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数は、全国 47 都道府県の中で 45 位です。新潟県の中でも魚沼地域は最も少ない地域の一つになっています。

医師が足りないからと病床を減らしては、地域で住み続けられることが難しくなり、人口減少を加速させることが容易に想像できます。人口減少を理由に、さらに医療再編が進められていく。これでは医師の偏在はさらに進み、地域医療はますます後退していくばかりです。医師の絶対数を増やすしか解決の道はないのではないのでしょうか。

しかし、こうした状況にあっても、国は医療費削減を優先して、病床削減、医学部の定員削減をやめない上に、働き方改革だけを押しつけています。これを国の政策だからと受け入れるだけでは、地域住民の生きるを支え、幾つになっても住み続けられる体制をつくることはできないのではないのでしょうか。そういう事態に今あると思うのですが、市長の認識を伺

います。

医師不足に悩む自治体が手を組んで、医療費削減の方針を抜本的に転換し、医師数をせめてOECD平均まで引き上げることを国に対して求めるべきと考えます。さらに、医師が不足している地域に国の責任で医師を派遣する制度をつくることを求めていくべきです。市民の命を守るために、市長にはその覚悟と決意を求めて壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 川辺きのい君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、川辺議員の一般質問にお答えしてまいります。

#### ゆきぐに大和病院の今後について

今回は大変大きなテーマであります、ゆきぐに大和病院の今後についてであります。1つずつお答えをしてまいりますので、よろしく申し上げます。

まず1点目の、6月議会中、ゆきぐに大和病院の移転新築について令和6年度に最終的な判断をするとしていたということと、2か月で診療所化という方針転換は、結果ありきであり、あまりにも住民軽視ということについてお話をします。

ゆきぐに大和病院につきましては、医療のまちづくりに関する骨太の全体計画——昨年の6月に制定させてもらっているものであります、今後の医療・介護需要による経営面への影響や、周辺の関係機関との連携などを勘案をしながら、病床の形態を含む病院の持つべき機能を十分に検討した上で浦佐地区に移転新築をすると、これは事実であります。そういうふうにももちろん申し上げてきております。

移転新築をする条件として、どの程度の病床や機能が必要であるのか。それによる収支シミュレーションなどの検討が必要と考えてもちろんおりますし、おりました。残念ながら、医師不足によりまして——先ほどから議員もお話をいただいておりますが、根本的な理由は議員ももう百も承知だと思います。医師不足により、診療所化せざるを得ない状況に今なっていると。

既に、大和病院は病院としての基準をクリアできない状況が生まれているということを、議員は分かっていると思います。これについてかくも格闘してきている我々であります、この状況を越えての大変な外側からの要因として、これを検討せざるを得ないというふうになった。このことをもって、2か月で方針転換と言われてもそれは甘んじて受けますが、それにはうそをつくことはできません。

加えまして、住民軽視と私に向かって話されるのは、議場で何を言ってもいいのですが、私は甚だ私に対する失礼な言葉だと思います。住民軽視をしていないから、住民を守るべき立場であるから、通れない道としてこれを選ばざるを得ないという、検討せざるを得ないということをよくよく考えてくれませんか、ということでもあります。

2点目であります。ゆきぐに大和病院を診療所化することは現在でも不足している慢性期病床がさらに減るとのこと。そして、いろいろなご質問であります、骨太計画に掲げた理念に反することになるということや、地域で完結する医療体制をつくることこそ求められ

るのではないかと。まさにそのとおりに思っております。

ゆきぐに大和病院には回復期を中心とした患者さんが、令和4年度の実績では一日平均40.4人が入院をされておりました。この病床機能を集約するため、南魚沼市民病院の病床を、例えば4床増床するとともに、地域包括ケア病床の増床を図っていくことや、また大和地域の入院需要に対応する予定、こういったこともやっていかなければならないと考えております。加えまして、市民病院の地域医療連携室のスタッフを増員して、そして入退院支援の強化を図りたいと考えています。医療人材の集約、こういったことや効率化これをなくしてこの難局を乗り越えられませんので、こういう提案をまずは市民会議の中で、こういう考え方があるということを病院部局側から率直なところをお話しした。まだ方針を決定したとかそういうことではありません。

もちろん、そのことにつきましては、条例改正等も行わなければならない。最終的な判断は、議員も含めたこの議場に委ねられることに最終的にはなろうかと思えます。しかし、そのことをこれまでのような——私は思う理念はありますが、しかし突きつけられた現実をどういうふうに理解して、正しい方向に判断をしていかなければならないというのは、開設者である私も含め、私もそうではありますが、非常に大きな決断が迫られている時期に来ているということを、ぜひとも認識をしていただきたいと考えております。地域医療そのものが崩壊してしまって、何たることかということにならないようにしなければなりません。

在宅療養が必要な慢性期の皆さんにつきましては、これまでどおり訪問診療を行うとともに、新たに訪問看護ステーションこういったものの設置、それから拡充を図りつつ、加えまして、訪問のリハビリなども実施するなど、在宅医療の強化を検討していかなければなりません。大変なことでもあります。もうそれが待たないで今、迫ってきているということでもあります。

大和病院を診療所化することは——私はここを強調したいのですが、何か医療の低下ということばかりに結びつけている風潮を少し懸念します。そういう気持ちでは、地域医療を守れません。そして、あそこで格闘している医療スタッフの皆さんが、会に会を重ねてこの方針をやはり支持し始めているということに、我々はもう少し、議員も含めて心を砕いていただけませんか。医療機能の低下ではなくて、新たな機能を付加した医療提供体制。しかも持続可能なのです。ここに私は肝があると考えておりますが、議員いかがでしょうか。

3番目のご質問であります。医師の働き方改革への対応のためとしているが——これは国のことに言っているのだと思うのです。医療費の削減の政策とか、病床削減を進めて医師を増やそうとしないとか、それはそれでおっしゃることはよく分かりますが、政策の転換を求めて声を上げなければ、市民の命を守ることができない事態に地方自治体が立たされているのではないかと質問を続けられて、その後、市長の覚悟ということもありました。

少し触れますと、実は医師の絶対数が不足しているわけではなく——これは国が言っていることです。OECDの話はちょっと私はそこまでは踏み込めませんが、国は何を言っているかということ、医師の絶対数は不足していないと言っているのです。しかし、我々はそう思

わないではないですか。地方と都市圏の関係性、加えて日本全土を見渡した場合の西高東低の問題。当時、帝国大学が西側に多くできたことが、まだいまだに100年以上も、150年もそれがつながっているのかもしれませんが、そんなことを私がここで言うことはありませんが、東西偏在、そして地方と都市圏の偏在、これが大きな課題です。

これについて私どもも、もちろん物を申し上げてきています。全国自治体病院開設者協議会というものがあります。私どもはそれに加盟しています。こういったところや、医師確保や医師偏在解消の要望を、国へ提出もしております。毎年開催される新潟県知事と、そして私ども新潟県内の市町村長との意見交換の場でも、このことを常にテーマにも掲げるようにしておりますし、自治医科大学卒業医師の派遣要請を行うなど、国や県に働きかけております。これは覚悟を持ってやっているところです。

その一方で、国や県に頼るだけではなくて、先ほど議員からお話がありましたが、南魚沼市では令和2年度から自治医科大学附属さいたま医療センターによる寄附講座を開設するとともに——これは全国の地方では初めてです。初めて取り組んだのです。そして、この4月からは県と連携して、これはたまたま北里大学さんであったのですけれども、いわゆる医学生のその後の確保なのです。北里大学医学部に地域枠を開設する。これを最も進めているのは南魚沼市と言っているんです。そういうことをやるなどして、県内他の市町村に先駆けて取り組んでいる。そういうことを、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。先ほど議員もおっしゃっていただきましたが。

国に対しては私どももやっておりますが、しかし、もう一回お話をさせてもらいます。私からのお願いですけれども、議員は議員としてのやり方もあるのです。議員は今回、例えばこの議会に私にこれを聞くほどであれば、意見書の発案なり提案を議長にされましたか。例えばです。後ろでいろいろつぶやいている人もいますのでやめますけれども、そういうことも——私の覚悟を問われているので私のことを答えればいいのですが、そういうことも含めて、たまたましくは議員は御党に所属されている議員団の一人でありますから、公党に。そういうところからもぜひとも支援を、私どもの同じところが触れるところがあれば、ぜひともご支援をいただきたいと考えております。同じ意味で、地方の医療を考えているところがあると思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

先ほど私に対して、国の政策を受け入れるだけというご発言がありました。これは私はそんなことではないと言ひ返したいところがありますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 ゆきぐに大和病院の今後について

分かりました。では、再質問をさせていただきます。最初の質問からですが、医師確保には頑張っていることは十分に承知しておりますが、病院として今回、医師確保が難しく、医師の働き方改革に対して大変な状況にあるということで、診療所化するという方針を出したということでした。医師確保の努力はされましたけれども、では病院としてどう

残そうかと、残さなければならないという、そういう病院として残す努力はどうされてきたのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の今後について

この後、一番前線で格闘している病院事業のほうの管理者から話をさせてもらう機会を得たいと思いますが、努力をしてくれていますよ。そして機能ですよ。病院とかだけではなくて、骨太のときも言っているのですが、病床の問題や様々なこともそうです。例えば隣には基幹病院が立ち上がってきている。そういう意味では、外来というところをいえば、紹介をしなければいけないのです。例えばそういう機能とか、外来は残していこうということにこれはつながっています。そういうことも含めていろいろな意味で再編といいますか、ということにずっと取り組んできている。

この中に、ペリー来航については言葉がおかしいかもしれませんが、この働き方改革は物すごい外圧ですよ。加えまして、私ども内部はそうだし、加えて外から常勤医のほかに100人を超える外からの応援してくださっている非常勤の先生方がいる。この出す側の人たちも、働き方改革で物すごい目に遭い始めるわけです。そういう中で機能が続けていけるかということ。生易しい問題ではないということに、今回、立ち入っております。

そういう中で、いろいろな意味で診療所化の方向で、そして病床を少なくとも——私は開設者でありますので、市民病院の側に例えば集約をしつつ、全部のベッドはまだ一気にはいけません、しかしそのところのベッドもこれからどうするかということも、これから大いに議論していかなければならない段階にまた来るのではなかろうかと思えます。そういうふうに、まことにいろいろなことが動いているという中で、これらが進められているということ、ぜひご理解賜りたいと思えます。あとは病院事業部のほうからお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ゆきぐに大和病院の今後について

まず、医師の働き方改革への対応の経緯ですけれども、ご案内のように様々な働き方改革の中で、令和元年度にそういうことが課題になり、施行は令和6年の春からということでありまして、この残業規制が960時間として定まったのは、議員は十分ご存じだとは思いますが、労働基準法の施行規則の改正が、令和4年1月19日にあったわけでありまして、ただ、この960時間の運用、それについてははっきりしなかったところもあり——それを知っていたのではないかと申しますが、令和4年6月の骨太の全体計画のときには、今、市長が答弁したような形になったわけです。

しかしながら、様々な運用の事例が出てくる中で、我がほうとしてもこの問題についてはきちんとやらなければいけないということで、令和4年9月から労働基準監督署に対して3回ほど宿日直許可等の申請をやってきたわけでございます。その中で、大和病院の問題が湧いてきたかのようにおっしゃいますけれども、そうではなくて、昨年度から社会厚生委員会において、そういった宿日直の許可の取り方をはじめ、朝診夕診等の労働時間の問題につ

いて、厳しい状況にあるということを申し上げてまいりました。

これは大和病院だとか市民病院だとかの問題ではなくて、病院事業全体に降りかかる問題でありまして、例えば市民病院でも宿日直の許可等を取っておりますけれども、宿直は取れておりますが、急患の多い土日等の日直は取れておりません。全部、残業時間になっております。

さらに、市民病院の場合はHCUという高度集中医療の部屋がありまして、救急医療もやっているものですから、急患も入ります。したがって、そういうところでHCUを整備するためには、常勤の医師が必ず当直しなくてはいけないと、こういう制約もあるわけでありまして、私どもとしては令和2年から令和5年の春にかけて、常勤医を14人から22人の8人増やしました。それから、大和病院のほうは常勤でなくても非常勤の支援で済むものですから、そういうことで労働基準監督署と調整をしながら、相当程度増やしております。確かこの1年間で8人程度増やしております。

しかしながら、全体の運営の中で非常に、実際のシミュレーション上、厳しい状況になったということ——市長が6月議会に、骨太の全体方針どおりやるという答弁ではないですよ。この議事録を見ますと。そうではなくて、骨太の全体計画ではそうなっているけれども、かくもこういうふうな問題が降りかかってきて大変な状況にあるという答弁をされています。

さらに、7月の社会厚生委員会——議員は傍聴されたかどうかは分かりませんが、そのとき既に……どういいますか、医師の大和病院の問題については、入院機能の集約化が必要であるという私の考え方を述べております。非常に困難なレベルで——令和4年度ですね。今傍聴でいらっしゃる方もおられますけれども、大和病院の医師が通常のサラリーマンと同じ、土日をもし休みにした場合、毎日夜中の2時、3時まで実際、拘束されているという働き方なのです。それをこの1年間かけまして120時間、130時間と、210時間ぐらいから削減してまいりました。

しかしながら、今のこの状況を考えますと、ご指摘もありましたように、今までの病院事業で勤めていらっしゃった方の相当程度が定年退職になる。あるいは契約が切れるということを考えますと、私としては全体として地域医療を支えていく、持続性を持って支える必要があるというふうに思うわけであります。

したがって、市長が今申し上げましたように、地域医療を後退させるのではなくて、診療所になっても、むしろ今度は基幹病院と連携をしながら基幹病院が紹介受診重点医療機関になって、紹介状がなければ5,500円から7,700円になるわけです。したがって、あれだけの大病院をうまく利用するために、一次医療を重視する。さらには議会でも話題になっている地域包括ケアを推進するために、訪問看護ステーション——昨日も答弁いたしましたけれども、行く行くは24時間体制の訪問看護ステーションを整備する中で、今まで病院だったからなかなか訪問看護もほとんどやっておりません。往診の数もそう多くはありません。それを病院でなくて毎日の宿直がなくなるがゆえに、もうちょっと地域包括のほうに重点する。今市長が言ったように、生まれ変わるような形ですね。

その代わり、病院群全体で市民病院のほうも——これはみんな昨日、職員で議論をいたしましたけれども。職員のほうで議論をいたしました。入院機能を少し形態を変えて、大和の方々を受け入れる。そして病床も、これは新潟県との協議が必要ですが、若干増やす。そして回転をして、大和のほうに地域包括ケアのほうにお返しする。その際には、今までのパターンではなくて、介護も必要ですが、訪問看護ステーション等を駆使しながら、できる限りその人々の尊厳を重視して、今までできなかった医療を新しく再生しようと、こういうことを言っているわけでありまして、こういう話は降って湧いた話ではございません。今の過労の状態も1月の市民会議からずっと話しております。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 ゆきぐに大和病院の今後について

確かに働き方改革の問題、困難であるという報告は受けていましたが、診療所化の話はされていませんでした。7月の社会厚生委員会には、私は傍聴できなかったので行っていませんし、市民は診療所化ということを本当に驚きをもって聞いたと思います。その上で、2番に移りたいと思います。

そもそも県外流出が100人を超えています。その現実も変えていかなければならないというふうなことになっていたはずですが、この現実をどう改善していくおつもりなのかお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の今後について

その問題は本当に重く受け止めておりまして、よく外山管理者も話を前から、ここでもしたことがあったと思うし、私もしたことがあったかちょっと思い出していますが、何としても南魚沼の中で人生を終えていただけるような、そういう体制を目指していきたい。これは本当にここに携わっている医療従事者の皆さんも含めた、切なる思いだと思います。群馬のほうにとかという話がありますね。多分、川辺さんもそう思われているのだと思います。私どもも同じです。

加えまして、自分の父の亡くなったときのいきさつなんかもここで話をしたことがありましたけれども、なるべく中で、救急医療も含めた、高度医療も含めたところが完結ができて、そしてすみ分けがきちんとされていて——医療の役割分担がちゃんとされている状況、ましてや最期の看取りのところまで含めたそういうことを目指そうというのが、我々の一番のところであることは誰に聞いたって同じだと私は思うのです。

そんな中で、これはいろいろなことも考えておられますので、考えてくださっているのも、もし、病院事業のほうから発言があればしてもらおうかというふうに思います。なかったらいいですけども。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ゆきぐに大和病院の今後について

共産党の皆さんが配ったチラシにもそういうことが書いてありますけれども、これは私が副市長のときに、令和3年11月の全員協議会に国保データベースを分析して、お時間を取らせていただいて説明をした中身でありまして、そのときから群馬のほうに114人ほど行っていると。大体年間というか、平均19床から20床程度の流れがあるということで、病院名まで記してお話を申し上げました。それはそのときの事実だと思います。

しかし、我々、今、オーバーベッド地域の中で、右から左に病床をつくるわけにはまいりません。したがって、一方で最初に答弁いたしましたように、大和地域の——萌気園、非常に頑張っているんですけども、全体としてみてまだ在宅サービスは全国水準から見ると低いわけでありまして。

したがって、そういうことも加味しながら、先ほど言った地域包括ケア病床に市民病院のほうに入ってきていただいて、そして在宅に帰ってもらう。回転をよくして、そして訪問看護をやるという形で、今までの入院機能と在宅という関係ではない、新しい関係をつくることによって、簡単ではないかもしれませんが、そういった県外の流出をできる限り——それは大和だけではありません。抑制したいというふうに考えております。

さらにそのためには、きちんとしたケアプランをつくるケアマネジャーの養成や育成も重要でありますし、そのほか地域医療連携室の増員も必要なので、全員がチームとして新しい医療をやる必要があると思っています。

そんなことで、また一方で南魚沼市だけではなくて隣の湯沢町では、確か今年の12月から介護医療院も40床つくられます。その中の恐らく半分ぐらいは南魚沼市の住民の方になると思っています。ですから、確かに統計上、慢性期の病床は足りない。これは南魚沼市だけではなくて、魚沼医療圏全体の課題です。これは課題としてあると思っておりますけれども、現実に今生きている人々をこの数年の間にどうするかということが、一番病院事業としては重要だと思っております、そういうところで先ほど申し上げたような対策できちんと対応してまいりたいと思っております。これが100点だとは思っておりません。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 ゆきぐに大和病院の今後について

地域包括システムの強化ということをおっしゃられました。市民会議の資料では、入院機能の集約化と在宅機能の強化としてゆきぐに大和病院を診療所化して訪問看護ステーション等を設置し、居宅支援事業所のケアマネを増員するなどして在宅機能の強化を図るとしていますけれども、患者を在宅に追いやるもので、国が進める在宅医療の推進そのものだと感じています。そもそも今でさえ訪問看護師は24時間体制が組めないということです。介護人材も不足しています。増員して居宅機能の強化を図るという展望はあるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の今後について

それでは、病院事業部のほうから答えてもらうことにします。私も必要があれば答えますから。



○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ゆきぐに大和病院の今後について

私はそれを実現したいと思っておりますし、着実に進めております。看護師一つとっても市民病院はそれほど潤沢ではありませんけれども、今年度——多過ぎるという方もいらっしゃいますが、30人募集をいたしております、そのうち既に13人がこの5か月の間に応募され、内定されております。全体で入院に携わる大和病院の看護師さん等が減になるわけにありますので、そういった方も考えながら、今言った採用増の人たちを仕向けることによって、訪問看護ステーションの設置は可能だというふうに考えています。

ただ、その際に最初から、昨日、佐藤議員にも答弁いたしましたけれども、最初から夜間まで24時間体制で看れるのか。あるいは市民病院のほうの24時間体制となると、少し……どういいますか、支所的にしたほうが効率性が高いのかという問題はありますけれども、今やっていないようなサービスにつきましては、人員を確保できると思っています。

それから、訪問リハビリも今、セラピストにつきましては、令和4年度と令和5年度で確か11名新採用いたしました。さらに、令和5年度中に今のところさらに5名増員する採用内定通知を出しております。さらに応募があります。ただ、回復期リハビリテーション病棟の整備も必要ですので、どの程度になるかというのは、今、大和病院にセラピストも6人ぐらいいますけれども、そういったところの配分を考えながら、要は今やっているサービスをそういうふうな在宅サービスのほうに振り替えることで十分可能だと思っておりますし、早速この議会後になりますけれども、ケアマネジャーの増員も図りたいというふうに思っております。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 ゆきぐに大和病院の今後について

在宅機能の強化には、訪問診療の体制を整える必要があります。そのためにもやはり医師を増やすことが重要になってくると思います。在宅機能強化の努力はもちろん重要ですが、併せてゆきぐに大和病院を地域住民の生きるを支え続け、継続して責任を持って支えきる病院として、入院機能を残す努力こそが重要であると考えています。そのことをまず訴えて、次の3番目に移ります。

南魚沼市の医師不足の問題は、偏在だけが原因と考えるか、絶対数が不足していると考えるか。先ほど市長は、国はそう言っていると。だが、実際には実態はそうではないですよという答弁だったと受け止めているのですが、絶対数が不足しているという認識でいるというのを改めて確認させていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の今後について

よく聞いているつもりなのですが、答えがちょっと変だったらまた指摘してもらいたいのですが。私どもの地域にとっては絶対数が不足している——何を聞きたいのですか。さっきから私はいろいろしゃべっていますが……（「国全体の絶対数の話です。偏在

ではなくて」と叫ぶ者あり) 国の絶対数、私が論じてもしようがないけれども、私どもは地域のところの責任を負っていると思っているので。それは偏在があるからということで、国の医師数——分かりませんよ。いいか悪いかなどという話は、私は。だけれども、国は足りているというか絶対数はいるのだと。しかし、私どもは地方にいる身ですから、東西偏在やまた地方と——都市部に集まっているのは事実ですから。そういう意味で絶対数は全然、私どもは足りていないと思っている。しっかりしませんか。理解してもらえない。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 ゆきぐに大和病院の今後について

市長の考えは分かりました。国は医師不足は偏在だと主張しています。それで、偏在であるという絶対数の不足を国は認めずに、医学部の定員削減を続け、そして医師を増やそうとしていません。そのことがこの地域に偏在が起る、偏在だから足りないのではなくて、この地域が確かに偏在はあるけれども、国全体の絶対数が足りないで、さらにこの地域が困難になっているという——それは確かに都市部はたくさんいるかもしれないけれども、先ほどお示ししましたとおり、厚生労働省が調べた、医師が本当に4割を超えて過労死ライン。1割はその倍で働いているというのは、これは都市部も含めた調査なわけですから、絶対数が足りないことをそのことは意味していると思います。その認識に立っていただきたいと思っています。

これまでも医師確保のためにできる限りの努力をされていることに、本当に敬意を表したいと思いますが、医師の絶対数が足りないわけで、その事実を認めて国が本気で医師数を増やして、そして不足している地域には国の責任で医師を派遣するという方向にかじを切るように地方からも求めていかない限り、医師確保の困難は続くのではないかとと思うのですが、そこの辺りの認識をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の今後について

後段のほうでやっとおっしゃりたいことがよく分かってきました。地方はすごい少なく、都市に偏在して多くなっているというのは、今の医師制度の中で、専攻医専門医制度の中で、例えばそこで指導する人たちの集中度合いとか、加えて症例の多さ、いっぱい心臓の外科になりたいのに症例がないところで医師をやっていると、スキルというか学べないというところもある。そういうところの改革や、今、後半言われた国のそういう医療の在り方の中で、地方にきちんと勤めないと医師としてはというような制度。これはもちろんそのとおりだと思ひまして、まさにそのことをずっと——逆にもう訴えても、またよく分かっている外山管理者がいらっしゃいますので、少しその辺を——時間も短くなってきますが、少し答えてもらえればと思います。よく分かっていたらと思いますけれども。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ゆきぐに大和病院の今後について

社会主義国家ではないので、職業選択の自由とかいろいろありますよね。したがって、命

令によって右から左というのはなかなかできないわけです。ただその中で、私の知る限りでは、この医師少数地域で勤務しないと、ある一定の年次以降は地域医療支援病院という大きな病院の管理者にはなれないとか、そういうふうな誘導的な政策を打ったり、それから専攻医の枠を決めて、あまり都市部に集中しないようにというふうな形で地方に流れるようにとか、そういった様々な施策が行われていることは事実ですけども、ではそれが現実的にもう医師の数は決めて、ここからそれ以上は開業してはならないという形になっていないわけでありまして。そのことについて私は今はそれがどうだからとあって、それに対してどういたしますか、こうすべきだ、ああすべきだというふうな見解は持ち合わせていません。

ただ、一般論でいえば、医師の偏在をなくすように様々な政策をつくるべきだということでの陳情は、様々な機関、様々な自治体、様々なルートでやられていることは事実でありまして、これは国の医療制度の問題であって、国家間の問題であって、それはここで答弁はなかなかできないと思っております。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 ゆきぐに大和病院の今後について

認識を伺いました。厚生労働省は医師不足は偏在と言っております。絶対数が足りないとは認めていません。医師が不足していることを承知の上で、医師の働き方改革に対応することを迫っています。医師確保に頑張ってきた病院事業管理者を苦しめていると思います。働き方改革を実効性あるものにしようというのであれば、不足している地域に国の責任で医師を派遣するのが筋だと思います。医師が不足している地域に国の責任で医師を派遣する制度をつくるよう国に求めながら、そしてそのことでゆきぐに大和病院を守る努力をしていただきたいということを述べて、質問を終わらせていただきます。

○議 長 以上で、川辺きのい君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位9番、議席番号11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発言を許されましたので一般質問をさせていただきます。

**医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は**

今回は大項目1点、医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組はという内容です。今議会での一般質問で、ほかの議員と内容が重複している部分がありますが、よろしくお願いたします。南魚沼市の人口予測によれば、2045年には4万人を下回ると推定されております。生産年齢人口の大幅な減少が予想されます。8月9日に厚生労働省が公表した医師偏在指標では、新潟県は全国ワースト3位で、その中でも魚沼医療圏は県内最下位となっています。これらを背景に医療の効率化は避けては通れない状況と捉えています。そこで、次の2点についてお伺いします。

(1) 一部の方は南魚沼市の医師不足を否定しているようですが、実際には小児科、整形外科、眼科などの分野で、患者の需要に対する医師の数が足りず、受診に長時間待たされるケースが増えているようです。県内では、病院の閉院や診療科の閉鎖などのニュースを耳にすることが多いのですが、市立病院の医師の確保の見通しについて市長の考えを伺います。

(2) 医師や医療スタッフの確保が難しくなる中で、医療の効率化が急務となっています。市長は市政におけるDX推進を方針に掲げておりますが、南魚沼市の医療におけるDXの推進は、非常に重要だと考えます。2つの市立病院と城内診療所の電子カルテを統一することで医師の作業負担を減らし、同時に患者の利便性も向上させるべきだと考え、市長の見解を伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員のご質問にお答えをいたします。

#### 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組。まず1点目の医師確保の見直しについてということであります。市立病院全体だと思えます。考えを、ということであります。

魚沼医療圏の医師偏在指標は全国335の医療圏域中323位、全体的に医師が不足をしている。極端に医師が少ない診療科もあります。病院の勤務医だけではなく、開業医の皆さんの減少傾向というのもあります。これまで以上に機能分担と連携が重要であると考えております。

医師確保については、令和2年度に先ほども川辺議員との話のときに出しておりますが、自治医科大学附属さいたま医療センターにご協力をいただきまして、寄附講座を開設して、お二人の常勤医師の派遣を受け、令和4年度からはこの寄附講座を拡充させていただいて、循環器内科の特命助教1名の派遣を受けるとともに、その特命助教とともに診療に当たるチーフレジデントと呼ばれる専攻医1名、この派遣を受けているということであります。このチーフレジデントが面倒見のよい先輩として——言葉はちょっとすみません、失礼ですが、面倒見のよい先輩として専攻医、また研修医の指導を担っており、これは前からよく外山管理者はサンダース軍曹とかという言葉をよく使いますね。要するに少し上のそういう指導的な立場の兄貴分のような方。こういう方が指導を担っておりまして、そうした体制があることによりまして、選ばれる研修病院として認識をされてきていると。大変喜ばしいことだと思っております。

また、今年度から新潟県と連携して、先ほども話をしましたところですが、北里大学医学部に南魚沼市地域枠を設置しました。令和11年度以降、継続的に医師が供給されるという仕組みになっております。大変優秀な学生さんが選ばれたと。選んでもらわなければいけないのです、南魚沼を。ここに実は私どもは少しうれしさを感じなければと思っております。そういう優秀な方が選ばれているということであります。これは向こうからの報告で聞いているので、大変うれしいことであります。このほかにも令和4年度には地元出身の医師1名、そして令和5年度には地域医療に貢献したいという医師1名を採用させていただきまして、着実に常勤医師数を増加させてきているところであります。少し前の状況からは本当に変わってきております。

一方で、常勤医の定年——先ほどからも話が出ておりますが。そして任期の満了、医師の働き方改革という実は大きなプレッシャー、これによって医師のマンパワーは減少することが推測されているという状況です。子育て世代の若手の医師の皆さんや、セカンドキャリア——2度目の人生といいますか、セカンドキャリア。そういうことに挑戦をしたいという医師の皆さんなど、多様な働き方を求める医師が増えている中、昨日も議論になっていた女性医師のこともこれに含まれてくると私はと思いますが、そういったこと。給与など待遇面の検討も含めて、加えましてやはりこの地域が魅力ある場所として、環境づくりを目指して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目のDXの件であります。2つの市立病院と城内診療所の電子カルテを統一したらどうかということ。市民病院と大和病院は電子カルテによって患者情報が共有化されていますが、城内診療所につきましては新たにフルスペックの電子カルテを導入するには、高額な初期投資を必要とするということから、費用対効果を踏まえて、現時点では機能の全てを使うことができないという状況になっているということでもあります。

現状では完全な電子カルテとは言えないのですが、ただ、入院が必要となった場合に備え、市民病院や大和病院で診療経過が参照できるように、電子的な記録を取っているという報告を受けております。

一方で、中之島診療所というのもありますが、中之島診療所につきましては指定管理先になっておりまして、既に別の電子カルテが導入されていまして、その統一について現時点では検討がなかなかできていないということでもあります。

最後のほうですが、人口減少や働き方改革によって、医師や医療従事者の方々の確保が困難になることが予想されることから、効率的な医療体制のつくり上げはもう急務であるというふうになっております。

例えば、AI問診システムの導入による効率的な診断。また、受診予約システムによる——これもよく市民から叱られているところもあるのですけれども、待ち時間の見える化。受診予約システムです。それから3点目として、例えば情報通信機器の活用による在宅患者の症状の把握。ここには特定看護師さんをつくり上げて、それとまた結んでいくこととかを含めたことがあると思ひます。ここでもいろいろな議論をしてきました。オンラインによる巡回診療、入院患者のご家族への病状の説明、こういったものも恐らくは医師の皆さんの大変な負担になっていることというふうに思ひます。こういったことなど、これからDXの推進によって、医師の作業負担を軽減するとともに、患者さん方の利便性が向上するよう、これを継続して研究してまいりたいと考えております。

1つのことだけにとらわれず、様々な打てる手はいっぱいあるのだという観点から頑張っていかなければならないと思ひます。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

1つ目の質問。今までもいろいろと議論がなされておりますけれども、少しだけ再質問さ

せていただきます。医師の働き方改革はずっと話が出てきておりますけれども、来年の4月から施行されるといって、ますます病院にかかりにくくなるのではないかとというのが心配されておりますけれども、市民病院の医師の働き方改革への対応はどのようになっていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

これはまさしく、病院事業部のほうから答えてもらおうと思っておりますのでよろしく願います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

市民病院においては、平日の宿日直の許可は週1回の許可を得てはおりますけれども、休日の日直の許可については得られていません。急患等の数が多くて、それは通常の勤務と同じ時間だろうという形になっておまして、時間外の勤務で対応をしております。それに従事する時間が多ければ多いほど、960時間に抵触するわけなのですけれども、今のところそこをオーバーしないように頑張っております。今後は基幹病院との関係もありまして、市民の救急の需要に対応するために、基幹病院とできれば保健所が間に入ってもらって、直接今は話をしておりますけれども、必要であれば役割分担をさらに進めて、両方ともダウンしないようにする必要があるかと思っておりますが、当面は今ままで大丈夫かなというふうに思っております。

それから、もう一つの特徴として、市民病院には術後の患者のフォローであるとか、救急の少し重症の患者さんを診るために、HCUという高度の集中治療室というのがございます。ここはそれを運営するために、大和病院と違まして常勤の医師が必ず1名は宿直しなければいけないということになっておりますので、そこについては引き続き常勤医師の確保が必要だというふうに思っております。この働き方改革の対応については、一つには診療機能そのものがなくなると、定年退職でなくなるということはまずいので、まず定年の延長、セカンドキャリアの方々も若干、高齢でも働いてもらうというふうなことを進める。

もう一つは、若年者の確保もしなければいけないものですから、昨日も女性医師の雇用も含めた就業規則の改正によって、そういう形で対応していきたい。先ほど来、市長が答弁しているような構造的に北里大学から令和11年度以降、研修医等が来ますから、そういったところまでここ数年、何とか頑張って、地域医療に穴が開かないような形で、今精一杯頑張りたいということでありまして、それらの中に先ほど来あります大和病院の問題も、全体とセットとしてあるということでございます。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

市長の答弁の中にもありましたけれども、兄貴分的な存在の先生がいらっしゃる、非常にその方を慕って集まってきていただいたり、あとやはり基幹病院と連携したり、保健所に

も間に入ってもらったりという話がありました。最前線で頭を悩ましている方たちには本当に敬意を表します。今後も安定した医療の継続をお願いしたいと思います。

もう一つだけですけれども、医師だけではなく心配されるのが医療従事者の確保ですけれども、その辺の見通しはいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

これにつきましても——ちょっと前段を言うと、前に医療従事者の職員の定数の問題で議場でもめたことがありましたけれども、ご記憶がありますか。あのときに定数を増やしていなかったら、今のこの会話すらできない、だったのですよ。いろいろざわついている人たちもいます。本当にあのとき定数を増やしておいた、このことが今につながっています。なので、これからも必要があれば、やはり本当に命を守る部分の医療でありますので、果敢に取り組んでいかなければならないと思っています。

加えまして、先ほど言った人員の集約というのは、その人たちが職にあふれることではないのです。そういうことを宣伝する人はいないと思いますが、そういうことが心配で私のところに電話をかけてくる人までいるのです。そういう診療科の問題が出たけれども、私たちは仕事はどうなるのだということや、その家族の方が心配したり、そういうことではなくて、先ほどから話をいろいろしているような、新たな展開をしていくところにきちんと人は必要になるので、そういったところにスキルを持った皆さんからどんどんまた新たな視点からも活躍いただければ、そういう意味からも人の確保ということになろうかというふうに思っています。私のところ、足らざるところはいっぱいあると思いますので、病院事業部のほうからも必要があれば答弁をお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

市民病院の果たすべき役割、基幹病院との連携、役割分担等を考えますと、疾病構造の変化もこれからますます続いていくわけでありまして、そういったことで医師も重要なのですけれども、チーム医療の観点からコメディカルの確保というのは非常に重要だと思っています。ありがたいことに、こういった回復期リハビリテーション病棟等をつくるということになりますと、例えばセラピスト——理学療法士、作業療法士等ですけれども、令和4年度と令和5年度で11名採用することができましたし、今も年度途中でありますけれども、さらに5名もう内定が決まっております。

それは看護師もそうなのですけれども、この魚沼医療圏だけでそういう人を採用すると、取り合いになってしましまして、生産年齢人口がどんどん減っていく中で、どんな職場でもそうだと思うのですけれども人が足りないということなので、ここはできるだけ関東圏とか、今まで県外で働いている方、そういった方に帰ってきてもらって就職してもらおうというふうに思っております。

そう簡単にはいきませんが、そのほか重要な看護師さんも30名、今年度募集してお

りますが、既に13名内定を出しておりまして、既卒者で県外で働いている人で、また南魚沼に戻ってきたいというような方も3名、既にもう就職しているような状況でございます。そんなことで必ずしも、樂觀視はしておりませんが、何とかそういった形の絵を描くことによって、協力してくれと。みんなで医療をつくっていこうという形で、募集をしていきたいと思っております。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

少しずつでもそうやって従事される方が増えていっているというのは聞いて安心しました。そのままいろいろと声かけ等々をよろしく願いいたします。

それではそのような流れで2番目の質問に入ります。再質問をさせていただきます。厚生労働省が医療DX令和ビジョン2030ということで、この間もちょっと話が出ましたが、電子カルテの標準化ということでそれを進めるようですが、それを待たなければこの市の電子カルテの統一化というのは難しいものなのではないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

これにつきましては専門性も特にあるので、病院事業部のほうに答えさせますのでよろしくお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

この電子カルテの統一は国が研究を始めておりまして、国の総理の医療DX本部の工程表を見ますと、2030年度には全ての医療機関において必要な情報が得られるような電子カルテの標準化を目指すという形になっております。事程左様に一医療機関、一自治体では電子カルテの標準化は不可能であります。富士通とNEC、会社の名前を出して恐縮ですが、そういったところの利害調整を我々がやることはできません。

ただ一方、電子カルテに莫大な収益の利益を投資していることも事実でありまして、稼いだお金のほとんどといいますか、結局かなり高い電子カルテのほうに投資していることも事実なので、そういった意味も含めて電子カルテの標準化というのは、我々期待しております。

ただ一方、電子カルテを標準化しなくても、昨日も議論になりましたけれども、マイナンバーカードの保険証利用によって、これはそれが制度としてなるかどうかというのはまた別の話ですが、実際、私が自分自身で顔認証をして、自分の情報あるいは部下の情報を許可を得て見ますと、もういろいろな医療機関の情報がそこで見られるわけです。そういった意味で、使った薬剤の情報とか、健診の履歴とかを見られるようになっておりますので、さらにこれは電子カルテの標準化以前に、もしかしたらリアルタイムで見られるようになるかもしれません。そういった大きな仕掛けにつきましては、やはり国の動向を見る中で電子カルテの標準化というものは——電子カルテの標準化といいますか、期待される内容については、そこのほうに追随するといいますか、キャッチアップしていくということが一番重要



ではないかと思っております。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

電子カルテについてはそういう流れだということで分かりました。

それでもう一つ、南魚沼市のDX推進計画の中に、誰もが安全安心に暮らせるサービスの提供ということで、シームレスな医療・福祉サービスの中に医療・介護連携システムの充実、地域医療連携ネットワークの高度化、オンライン診療、ウェブ問診の活用というような内容が書いてある中で、最近ちょっと医療機器の会社のCMとかでも見始めたのですけれども、例えばスマートフォンやスマートウォッチなどの情報通信機器と連動させて、在宅の患者の血圧や心拍数などの情報をもとに、病院にしながら医師が診断できたり、また患者への診察の順番をスマートフォンでお知らせしたり、処方や血液検査、人間ドッグの結果も見ることができるような仕組みは徐々に普及してきているみたいなのです。

それは医師や医療従事者の負担軽減と患者の利便性と安全安心にもつながると思いますが、市立病院と城内診療所の今後の方向性はその辺、お考えがあるかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

今議会でも一般質問でやれているので、もう答えているようなところもありますが、病院事業部のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 医療の効率化と患者の利便性向上の両立への取組は

今、議員がおっしゃった、要するに既存の安心して利用できるツールについては、積極的に取り入れるべきだと思っております。まさにこれから考えていかなければいけない大和地域における在宅、それから大和地域のみならず南魚沼市には12の地域づくり協議会等がございますけれども、例えばそういうところになかなか足が悪くて来られないような方々が、集まってもらえば、そこに看護師あるいは特定看護師等がiPadを持って行って、顔を見せながら、ドクターのほうは病院にしながら、ドクター・ツー・ペイシエント・ウイズ・ナースというのですけれども、そういうふうな形を展開したりとかですね。そうすれば、相当な省力化ができるわけでありまして、おっしゃっているようなスマートウォッチ等によって、リアルタイムに在宅の情報が分かるようになれば、それはそれで結構なことかと思っております。

したがって、我がほうはそんなに余裕のあるところではございませんので、有効なものにつきましては見極めた上で、担当する医師とよく相談をしながら、着実にやれるものからパイロット的にやっていきたいというふうに思っております。

【「終わります」と叫ぶ者あり】

○議 長 以上で、塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

[午後0時00分]

○議 長 休憩を閉じて、一般質問を続行いたします。

[午後1時20分]

○議 長 質問順位10番、議席番号10番・吉田光利君。

○吉田光利君 傍聴の皆さんにはお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は大項目2点であります。

### 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

まず、大項目の1番目でございます。ゆきぐに大和病院の在り方についてを行います。医療のまちづくりに関する骨太の全体計画を進めるに当たって、ゆきぐに大和病院は大和地域における回復期及び慢性期の病床機能を確保するため、浦佐地区に移転新築することが上げられていた。しかし、医師不足や様々な環境変化により、ゆきぐに大和病院の移転新築から診療所化への方針転換もやむを得ないと私は理解するところですが、以下に伺います。

(1) ゆきぐに大和病院を診療所とする場合、大和地域の市民感情をどのように捉まえているのか。

(2) 複数の医師が近々定年を迎える中、医師の働き方改革により医師不足の加速化が予想される。ゆきぐに大和病院の存続へ看護師等を含めた総合的な医療スタッフの確保はどうか。

(3) 経営面から、将来民間による指定管理方式や市民病院への統合の考えは。

以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは吉田議員のご質問に答えさせていただきます。

### 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

ゆきぐに大和病院の在り方についてということで、3つのご質問ではありますが、順番にお答えしてまいります。

まずは、ゆきぐに大和病院を診療所化というテーマが出ておりますが、このことに対して、大和地域の市民の皆さんの感情をどのように捉えているかということでお答えします。

ゆきぐに大和病院は昭和51年の開設以来、47年間にわたり大和地域を中心に保健・医療・福祉の一体化を進めてまいりました。そのため、地域住民の生活に密着したこの病院を診療所化することは、大きな転換点になろうかというふうに思っております。感情ということも、もちろん入る部分も当然あると思います。私も母は大和の出身でありましたし、大和病院ができる前のまだ診療所といった時代があったのでしょうか、川の近くにあったときです。私はそこで生まれておりますし、うちの祖母も大和病院のところに大変お世話になりましたし、もちろん黒岩先生にも最期は看取っていただいたという、そういうところでもあります。

非常に私としては、全然違う方向、市内でいえば違う石打というところの生まれなので、

そんなことをおまえが言えるのかというところもある人もいるかもしれませんが、長く大和病院というものについての存在意義を、非常に思ってきた一人だと私自身もそういうふうに思っているところがあるのです。それはちょっと置いておきますが、大和の住民の皆さんにとっては大変なやはり思いがあるだろうということは本当に思っております。

これは今後、常勤医師の減少が予測される中で、医師の働き方改革による残業規制に抵触する状態、これを続けたままで運営はできないという大変大きな課題が今あるということから、診療所化をせざるを得ないという状況が現在、議論されなければならないというところだと思っております。

診療所化した後は、入院機能に関しては南魚沼市全域に対して南魚沼市民病院が担うように集約化をするとともに、在宅医療に関しては六日町及び塩沢地域を中心に現在の市民病院が例えば提供し、そして大和地域では新たな診療所が提供するといったような、機能の分散化が必要になることではなかろうかと思っております。

こうした状況の変化や、大和病院が新たな機能を持った診療所として生まれ変わることにつきましては、今後、例えば住民説明会を開催するなど、丁寧にお知らせをするとともに、市やまた市立病院のウェブサイトなどを通じて幅広くやはり周知をしていく必要があるかというふうに思っています。この辺がそういう変化が起こるところの皆さんについては、やはり感情としてのいろいろな動きがあると思いますので、こういったことに応えていくことになろうかと思っております。

2つ目の、複数の医師が近々定年を迎える中で、さらに医師の働き方改革による医師不足の加速化ということ、ゆきぐに大和病院の存続へ看護師等を含めた総合的な医療スタッフの確保はどうなるのかということでもあります。ゆきぐに大和病院を診療所化した場合、入院機能は市民病院へ集約されること。先ほど申し上げたとおりです。一方で、訪問看護や訪問リハビリなど在宅医療の強化が必要になるというふうに考えております。病院事業全体では、余剰となる人員は発生しないものと考えている。午前中のやり取りの中でも触れてきておりますが、そういうふうに考えています。

職員一人一人に対して面談を行って、適材適所の人材配置を行うとともに、特に看護師の皆さんについては外来診療または病棟ということだけではなくて、病院事業管理者からもお話があったかというふうに思っておりますが、訪問看護ステーションや地域医療連携室など、幅広い分野でこれを支えていく。まさに市民の生きるを支えるという大きなテーマの中で、これらが新しく生まれ変わっていくものと捉えていただければ、私はこの難局を市民を挙げて、また医療従事者をはじめ行政を挙げて、一緒になって乗り越えていくことができると信じておりますので、そのように人材確保についても進めてまいりたいと考えているところであります。

3番目の、経営面から将来民間による指定管理方式や市民病院への統合の考えは、ということにお答えしたいと思います。これはゆきぐに大和病院に限らず、病院事業全体にイえることだと私は思っていますが、指定管理につきましては、持続的に医師を確保するという面、

我々が本当に置かれている大変なものなのですけれども、持続的に医師を確保するという面では非常に有効な仕組みであると考えています。そもそもですが、はるか以前から指定管理については検討をするということは、私が市長になる以前から実はそういうことが言われていたわけでありましたが、現在まだそれはやっていないという状況であります。

医師確保が課題となっている病院事業においては、常に情報収集をしておく必要があると考えております。地域に必要な医療ニーズを満たす体制を整えることが最優先であると認識しています。まずは、市民病院を中心とした体制の中で、診療所化したゆきぐに大和病院がどのような機能を求められているのか。これは急に起こったわけではなくて、こういうことは骨太のことを決定する前からずっと言われていることであります。何としても、どういう機能が求められているのかということが大事であります。市民の声を聴きながら、医療提供体制を整えてまいりたいと考えています。

指定管理方式こういうことも、多くの市民はそういう体制的な問題に関心があるのではなくて、私は究極を言えば医療提供体制がきちんと整って提供されること、ここに市民の関心があるというふうに思っていますので、やはりそういうところから我々は物を考えていかなければならないと思います。

以上であります。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。まずは、大和地域の市民感情についてでございますけれども、私のアンテナにもいろいろ入ってきます。市民感情として、ぜひ、診療所化してほしいという声も少なからずあることは間違いございません。そんな中で、医療のまちづくり市民会議とか、あるいはざっくばらんの会とか、あるいは区長会とかいろいろあると思うのです。投書もあるし SNS もあるだろうし、いろいろな反響があると思うのです。そんな中で実際に今、市として、あるいは病院として、何らかの声が入ってきていると思うのですけれども、その辺、何か特徴的なものがありましたらお伺いしたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

私のほうにも、もちろんこれは就任以来から、また逆に言えば議員の時代からも、こういう議論というかいろいろな思いは伝えられていましたし、市長になってからは特にそうです。医療のいろいろなやはり体制のこれからどうするかということは、ずっとテーマで話し始めていました。もちろん、選挙でも 1 丁目 1 番地として医療体制のことを言ったわけですから、いろいろな意見は来ます。それは市民側からも来ますし、お医者さんたちの話も聞いてきました。

加えてもっと殊さらに言えば、医療スタッフのほうからの声もいっぱい聞こえてくるようになっていきます。これはもう数年前からずっとそうです。この中では、大和病院の理念は、

もちろんすばらしくて本当に頑張っておられるが、果たしてこの体制がもつのかという話をやはりいっぱい言われてきていますし、これ以上は言えませんが、いろいろな考え方をそれぞれしている。ただ、大和地域以外の方々からの声を言うと、果たしてもつのかと。しかし、まさに今日言われている大和地域の皆さんの感情とか、そして、その歴史観を考えた場合には、なかなか言えないけれどもという話は、これは最ものところはそこです。

加えまして、医療スタッフからは、やはり現場が分かっていますので、自分たちの働き方もきつかったのだと思いますし、そしてお医者さん方からもそういう声は聞こえてきています。だから、全然1つではないのです。いろいろな意見がある。

私は少なくとも職員の全ての訴えを年に1回は全部聞いているわけです。書き物としてちゃんと明記した形で、名前をさらした職員から意見を、私に上げてきてもらっているわけです。自己申告書です。これはもう数年前から、この問題にはずっと話がありました。ここに働き方改革や様々な課題が、今寄りかかってきているということですので、もっといろいろな意見はより具体化しているのではないかという気がしています。

私はそういうふうに聞いていますが、病院事業部のほうでもこれはもちろん、もっとあるかもしれませんので、答えると思いますので答弁をさせたいと思います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

市民会議そういうところでは、こういった集約化に関しては反対であるとかそういった意見はありません。その他、診療所化という以前の話として、全体のあの地域の場所の利用などでは、間接的に聞いているところでは健友館の移転のことも問題になりますけれども、住民健診や企業健診をやるときに、駐車場が基幹病院の患者さんで足りないとか、したがって、早く改革をやってほしいというふうな意見も聞いております。

それから、ちょっとストレートに申し上げにくいですがけれども、非常に今の大和病院は、市民病院に比べますと営業日数は多くやっております、それとやはり地域の住民のことを考えてのことでしょうけれども、朝診とか夕診とかをやっている関係上、今のワークライフバランスから見て、もう少し新しい時代の医療提供体制に変わってほしいというふうな意見は、職員からも聞いているところであります。

以上であります。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

分かりました。市長が冒頭にお話ししましたように、大和病院は過去歴史があって、市長もいろいろ思い入れがあるという話を聞かせていただきました。ぜひ、市長の言ったように、丁寧にいろいろな情報を発信しながら対応していきたいというお話を聞かせていただきましたので、私はそのとおりだと思います。ぜひ、お願いしたいと思いますが、そこで質問をさせていただきます。

私自身は、大和地域ですけれども、基幹病院があります。萌気園浦佐診療所があります。

そして今度、診療所があるということになれば、一応、浦佐地域というか大和地域の医療体制は整っているのではないかと。大和病院というのにこだわらなくてもいいのではないかと。いうように私は思うのですけれども、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

現在、浦佐地区には基幹病院がもちろんあります。そしてゆきぐに大和病院、それから萌気会さんの浦佐診療所、それからうらさ耳鼻科クリニックさん、4つの医療機関があります。機能別にみると、高度急性期の病院があつて、そして耳鼻科専門のクリニックがあつて、これに加えて総合内科的な外来機能と在宅医療の機能があるということになろうかと思うのです。ちゃんと客観的に見れば、そういうことです。全ての医療機能が十分に整っているとは、これはもちろん言えませんが、しかし、市内全体を見た場合にどうでしょうか。そういう感情をお持ちの方もいっぱいいます。あるのです。そういう感情を持っている人の意見も、タブー視してはなりません。なので、市内のほかの地域に比べ医療機関を受診しやすい環境であることは、現状間違いないのではないのでしょうか。私はそう思います。

ゆきぐに大和病院の診療所化、これは様々な歴史観や、また今のものから変化をさせるという意味において、非常に感情的なものやそれがあることはもちろんありますが、しかし、この道を避けて通れない状況が本当に今、表出しているということだと思ふのです。

そういう意味では、何といても入院機能のことはそうなのですけれども、いわゆる基幹病院と、それは初診ではなくてというような——最初そもそも基幹病院は、初診は診ないと言っていたわけです。今は診ていますけれども。そういうことから、みんなで話し合ってきた実は病院ですよ。そういったところなので、この外来の機能をきちんとこれまでどおりやるということに立てば、私は新しい方向性の在宅の問題や、そういうことに向かっていく、そろそろそういうところをきちんと議論しながら進めていかなければならないというふうに考えていますが、これはいかがでしょうかという思ひです。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

(1)について、今、市長のお話をいただきましたけれども、思いとそう変わらないと私は受け止めました。

2番の総合的な医療スタッフの確保はどうかという質問に移らせていただきたいのですが、総合的な医療確保の面で医師不足が叫ばれていますけれども、先日、私、実は共産党さんがチラシを入れました。ちょっと僕、気になって、僕は冷静に見ているのですけれども、別段どうのこうのこれに対して言うつもりはないのですが、ただこの中で、元厚生労働省幹部の外山病院事業管理者は医師を増やすことが最大の役割では……となっているのです。

私は南魚沼市医療のまちづくり市民会議、8月18日に行われた資料を見ますと、令和2年4月は14名、令和5年度22名に常勤医師を増やしたということが記載されています。とい

うことは、3年間で8名増やしたのです。これは大変なことだと思うのです。大変なご苦労があったと思うし、すごくその辺については、私は敬意を表したいというふうに思うのです。

もしも、この8名の増員がなかったら、一体どうなったのだろうかというふうに思うわけです。これでは市民の誤解を招くのではないかと。医師を増やすことはやっていないのではないかとというふうに捉えられてしまうチラシかな、というふうに、率直に私は思ったものですから、今日は一般質問で市民の皆さんも聞いていらっしゃるの、その辺をやはりご理解いただきたいというふうに私はちょっと感じる場所があったのです。

もしも、外山病院事業管理者がいなくて、ほかの対応であったなら8名は増やせたのかどうかというのは、繰り返しますけれども、非常に私は不安であるし、今、何とか生きながらえるという表現はおかしいのですけれども、運営されているのは、いろいろな関係者のご努力のおかげだと思うのです。これから課題も多いのですけれども、いろいろ乗り越えていただきたいと思っているのですが、市長として令和2年度から令和5年度で8名の常勤医師が増えたことに対して、市長のほうから一言コメントをいただければと思うのですが。

○議長 市長。市長。

○市長 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

私からのコメントで思いを語れば、今議論をしているようなことは、もうとっくに起きていたと思います。それよりも、一番母体となっている市民病院が、あのまま運営されたとは全く思いません。もう何度もここでも話をしてきて、事後の話としてお伝えしてきましたが、診療科によっては閉じる必要があったと。そういう恐怖感の中から私も市長になりましたから、医師探しにやはりやらなければならないと。最初から外山さんと出会えたわけではないのです。いろいろな方々の力をお借りしました。

それ以前もやっていたと思います。しかし、応援していただく医師のほうの確保というのは、いろいろな方々からのご協力もあって、いろいろ成功事例はたくさんありました。100人以上いる、医療の応援のほうですね、非常勤の皆さん。常勤医師を確保するという困難さというのは生易しいものではなかったはずですし、そこが確保されなければという思いでやっていたわけです。途中で外山先生と知り合うことになりました。

もし、言わせていただければ、外山先生との出会い、そしてそこからのいろいろな医療に対する——はっきり言って私はど素人でしたので。申し訳ないけれども、議場でこれほどの医療の議論をしたことは、私が議員のときはなかったです。大体、みんなスキルがなくてできなかったでしょう。そういうことが今、多分、全国でもしかしたら地方のいわゆる市議会や市町村がありますけれども、最も医療のことをやっている議会ではないかな。私は全部、ひもといたことはないけれども、結構気になるところは見たりするのです。でも、話されている質や、それから抱えている問題の大きさ。だって医療を抱えていない、自分たちが公的な病院を持っていないところがいっぱいあるではないですか。この県内だってそうです。本当に医療のことを話し合っている本当の議会というのは、私はそうはないと思います。というか、ないと思っています。それほど皆さんとこうやってやりあっている。こういうことが

生まれたのも、私は管理者との出会いから始まっていると思いますし、もう一回、繰り返しますが、今の状態になったということは全くないと思います。

加えまして、先ほどチラシの話をされました。これは私は今日のほかの議員、川辺さんとの議論の中で、少し言いたかったところがあったのですが、控えていましたが、例えば私のようなものに対して、いろいろな批判をされるのはいいのです。私も政治家なので、甘んじて受けます。しかし、あの記述の裏面になるのかな、やはり外山管理者に対する書き込み——今お持ちなのは、それは赤旗に入ったものですよ。カラーのほうは新聞折り込みされました。チラシは2つあるのです。やはり表記の問題、私は失礼にもほどがあると思っています。そして、できれば、回収の上、撤回してもらいたいという思いぐらひはあります。これは前にもあったのです……

○議 長 市長、質問は8名の医師が増えたことについての評価なので……

○市 長 ということでございます。ただ、触れられておったので、ちょっと触れさせていただきました。この場でしか申し上げませんが、反省していただきたいと思います……

○議 長 8名増えた評価は。

○市 長 8名増えるということは、あり得なかったと思います。そして、その関係性の中から、様々な人たちが動いてくださったのです。大学さんとか含めてです。そういうことでありますので、よろしくをお願いします。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

外山病院事業管理者がいなかったら、この8名もなかったのかなというふうな思いと、今の問題、今の運営はなかったと、診療所の問題もできなかったということだというふうな受け止めました。これは大変な功績だというふうには私は思うのですが、多分まだこれから山あり谷ありということだと思います。

そこでまた質問なのですが、南魚沼市は雪深い。それで遊ぶ場所もあまりない。都会と違う。それはスキーとかそういうのはあるかもしれませんが。教育環境だってそれほど恵まれているとはいえない。それと人口も少ないせいもあるでしょうから、医師にとっては魅力ある症例があるわけでもないし——魅力ある症例というのもおかしいのですけれども、大病院みたいに先端技術をどうのこうのというのはないということで、いろいろハンデがあると思うのですよ。お医者さんを求める場合に、南魚沼市に来てくださいというふうには、いろいろやはりハンデがあると私は思っています。

そこでお聞きしたいのですが、お医者さんを集める場合には何が一番、南魚沼市として、あるいは南魚沼市に限らずですけれども、何を一番セールスポイントにすれば集まるのかというのがありましたら。これは難しい問題かもしれません。給料を上げれば集まるのか、遊び場がいっぱいあれば集まるのか、あるいは若者がいれば集まるのか、教育環境が整えば集まるのかというのがあると思うのですが、何が一番お医者さんが集まるセールスポイントに



なるのか。いろいろ検討されていると思うし、またいろいろ展開されていると思いますが、その辺のお話を伺いたいのですが、よろしく申し上げます。

○議 長 市長。

○市 長 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

これは私の考えていることを先に述べて、その後、現場というかももちろん医師でもいらっしやいます外山管理者のほうからもお答えいただければというふうに思っていますが、私のほうから先に答えます。

若手の医師が幅広い経験を積み重ねることができる環境整備が重要だと考えています。そのためには、いろいろな仕組みがあるのだと思います。先ほど言った少し上の指導の立場にあるそういう中間層ぐらいのお医者さんの存在だとか、いろいろあるのだと思います。

人口が少ないということから、症例の確保など難しい課題がある。これはもう何度も繰り返して言っている。症例が少な過ぎる。そういうこともあるのかもしれませんが。若手医師が専門医、指導医とキャリアパスを描ける。だんだんとキャリアを上げていくことができるという体制を徐々に整えていきたい。これは私がやるわけではなくて、もちろん最初、外山管理者のほうからそういうことが大事なのだということを教えていただいてそのとおりだと。そして、よくつぶさに見ていると、本当にそれが大事だった。うちの病院だけではなくて、県内全体の流れの中でもそういうことが必要です。そういうことが地域医療を——今日もいろいろな議論がありますが、そういうことまで分かっていないと、果たして本当のところ分かるのかというところがあります。

加えまして、首都圏からのアクセスのよさはうちの魅力だと思います。そして、ウインタースポーツなどワークライフバランスの取れた、お医者さんもいろいろな考え方をされる、そういうふうになってきているのだと思いますので、医師人生を謳歌できるということも、我々の地域でぜひということもやはり条件を整えていったりする中で、謳歌していただけるような状況をつくっていくということだと思いますが、それは私のまだ浅い考えかもしれません。あとは病院事業管理部のほうから答えてもらいます。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

魚沼医療圏は厚生労働省の調査で、この8月に335の二次医療圏中、323位ということで、数年前と変わっていないのです。変わってなくて、下から数えて13番目の圏域なのですけれども、私としてはこの南魚沼市というのはいろいろなメリットがあると思っていて、今、大和病院のことで話題になっておりますけれども、1980年代には日本の農村医療を引っ張ったということは広く知られておまして、そういったマインドというかそういったことがあるということは、大きな財産だと思っております。

それから、若手の誘導といいますか導入に関しては、やはり仕掛けが必要なので、今、都市部でしか専攻医あるいは専門医の資格は取れないという状況を、寄附講座をつくってこういった地域でもそういった単位が取れるような、構図にすることが重要だと思っておまして、

そんなことでだんだん、北里の地域枠も含め、今市長が言ったように芽が出てきたわけなので、それはそれでいいと思っているのです。

ただ、いかんせん実際に人口ピラミッドを考えると、次々と現実的にいなくなる可能性も出てきているということを考えますと、短期的な処置としては、やはりセカンドライフ。少々年を取っていても、専門性のある方にセカンドライフとして来てもらう。そのためには、名誉が必要なのか、金が必要なのか、それとも奥さんの心をつかむことが必要なのかとか、いろいろあると思うのです。そういうふうな形で、ゲットするドクターに応じて今やれることを全てやるのが一番重要だと思っています。

ただ、総じて言えば市長がおっしゃったように、交通体系も非常にいいですし、名前が南魚沼市といったら明るい感じがするものですから。私は希望を捨てていませんし、アタックすればまだ人は来ると思っています。ただ、座して何もしなければ、これは非常に大きな危機を迎えるというふうには思っております。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

大いに期待しているところでございますが、確かに奥さんの心をつかむというのは、大きなポイントかなというふうに感じました。

続きまして、お医者さんだけでなく医療スタッフ。看護師さんであろう、検査技師であろう、介護士とかいろいろスタッフがいるわけですがけれども、この辺も今いろいろと市報にもこういうのが入ってきたり、いろいろな募集活動をされていると思うのです。この辺、いろいろ手を尽くされていると思うのですが、手応え的なものがありましたらお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

この件につきましては、病院事業部のほうから答えてもらうことにします。先ほどのちょっと奥さんの心、教育環境などもあると思っています。その後はでは、病院事業部のほうからお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

医療スタッフもこの圏域内だけで募集をしますと、人手の足りない状況の中でなかなか難しいのですけれども、市民病院の正面玄関に物すごく大きな看板を、今3つ並べて、ご覧になっていただければいいのですけれども、サッカーの応援の看板のようなものを3つ掲げました。CAN GO SEE THE FUTURE といって、農/KNOW THE FUTURE の真似をしたのですけれども。そういうことで看護師さんを30人の募集に対して、今13名応募があってもう内定しております。

そのほか、今チラシですけれども、原信に配るような原信のチラシといたしますか、ホームページを見ることができないような方もいらっしゃると思ひまして、まいております。手応

えとしてはナースエイドとあって、今、疾病構造が変化していますので、看護師さんのお手伝いをする方、これも非常に重要でございまして、逆にそういう方がいないと診療報酬点数が取れないということもあります、それを宣伝してから20名の応募があつて、今、採用しております。フルタイムでできない人もいらっしゃると思いますので、その辺はつなぎ合わせながらやっていますが、やはり種をまかなければ刈り取れないということで、いろいろやっているわけでございます。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

おっしゃるとおりだと思います。種をまかなければ刈り取れませんので、どんどん種をまくということだと思います。

続いて質問させていただきたいのですが、南魚沼市医療のまちづくり市民会議の資料では、令和7年度診療所化を予定されているようですが、私は前倒ししないともたないのではないかとというぐらいに危惧しているものがあるのです。もう速やかに進めるべきかなという感じがいたすのですが、医療スタッフの確保とかいろいろな手続とかがあるわけですけれども、その辺は当然考えてはいらっしゃると思うのです。令和7年度の前倒しというのは頭にあるのかないのか、どういうふうに思われるかお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

このことはまだ私のほうから言うには時期尚早かと思いますが、しかし、今回の9月議会はこれほど多くの皆さんが、やはり病院事業のことに触れられて、そして大いに議論をタブー視することなく、今、話が進められていると思うのです。この中で今の状況は——私、開設者とそして病院事業部のほうで一体、また、病院の医療スタッフの皆さんの考え方も含めて、いろいろなことを思い巡らせている中で、これから申し上げるような中身、方向が、最もやっていかなければいけない方向性、またはスケジュール感ではなかろうかということをしお話しします。

これから申し上げることが独り歩きされても困るのですけれども、しかし、そういうことが実際に今、現実問題として話し合わなければならないところに来ているということを含めて、大変多くの方が聞いている場所でもありますので、今後、丁寧な説明はもちろん申し上げるつもりですが、少し考えをお話しさせていただきたいというふうに思います。

例えば常勤医師の減少が予測されているわけです。そして、働き方改革が施行される状況、また患者さんの例えば入院機能ということになると簡単ではなくて、患者さんの移送とか新しい場所にとか、また行き先とか——違う行き先もあるかもしれません。そういったことも全て考えますと、年度末や年度当初というのは、大変リスクが大きいということが言われているのです。まさにそのとおりだと思います。

もちろん、医療側のスタッフのほうだっていろいろあるわけです。新年度というのは、あ

ります。非常にリスクが大きいということが言われていまして、そういうことから私どもとして今考えなければいけないのではないかというふうに浮上している年限は、市民病院がたまたま創立記念日に当たるのですけれども、令和6年11月1日、この辺が新生の診療所として新たにスタートしてはどうかということが、今、話を始めているという状況です。

もちろん最後は、条例化も含めて皆さんとお話をさせてもらうわけですが、準備を進めていかなければ元も子もなくなるということでもありますので、正直なところそういうことがある。なので、今ご質問の前倒しという方向になろうかというふうに思います。本当は、来年の4月からこの勤務の体制とかで法に抵触をしながら進まなければいけないという状況が生まれるのです。しかしそれは、あまりになかなか準備がということがあって、ならばどうだという話を今、本当のところの話を始めているという状況です。その対応として、市民病院ではその病床の増床とか、こういったことも考えて移行していかなければならないということですから。

加えまして、病床機能の転換、また先ほど言った入院患者さんの受入体制そういう整備、これを例えば10月には病院事業部のほうでは、仮称ですけども大和地域包括医療センター移行準備室、こういったことをちゃんと設置して、きちんと丁寧にやっていかなければならないということで、今議論を始めてくれているという状況です。ここはひとつ丁寧な説明もこれから行っていくということも含めて、やはり考えなければいけない。そういうプロセスになってきているということだと思っております。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

今、市長から非常に突っ込んだ前向きな答弁をいただきました。私は非常にこれだけ医師不足で、これだけ深刻な医療の問題に対して、令和7年などと言わないでもっとという思いがあったものですから、今突っ込んだ質問をさせていただきました。前向きな答弁をいただいたことに、本当に安堵したというか、いいなというふうに感じたところです。

そこで、これは次のステップの話ですが、当然、診療所化しました、診療所をつくりました、移転という形が出てくると思うのです。そうした場合に例えばの話で恐縮なのですが、基本設計があり、工事着工があり、完成があり、移転があり、そして旧大和病院のほうは更地にするのかどうかいろいろあるのですけれども、そんな中でタイムスケジュール的なものが、もしございましたら。どのぐらいの期間をかけるのかというようなことが大枠でもよろしいですから、何かありましたらご答弁いただきたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

私からその点の細々したところは、まだまだ整理がつかないところがありますので、開設側の私としては少し今しばらく時間をいただきたいというふうに思います。少し突っ込んだ議論になり過ぎる感もあって、どうしてもその辺は少し慎重にならざるを得ないところもあ

りますので、よろしくお願ひしたいと私は思います。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 ゆきぐに大和病院の在り方について

経営面から将来、民間による指定管理方式や市民病院への統合の考えは、という話の中では、前々からそういうことは思いがあったという形があったり、いろいろ市民の声も聴きながら慎重に医療体制を考えながらいきたいというご答弁をいただきましたので、それ以上のことは申しません。

私はこの第1項目についてお話をさせていただきたいと思うのは、やはり改革は批判を恐れず、信念を持ってやるべきかなど。常々、市長もおっしゃっていると思うのですが、特にこの問題については、慎重かつスピードをもってやるということが重要だと思うのです。矛盾した言い方かもしれませんが、執行部からいろいろ聞かせていただく中で、その辺は十分心得ているという感じを受け止めましたので、ぜひ、批判を恐れず頑張ってくださいと思います。

2 市民への窓口対応について

次に、大項目の2番に移らせていただきます。市民への窓口対応について。市長は市民との対話を第一に思い、工夫されたざっくばらんは大変好評である。また、就任間もなく市民課に総合窓口を開設し、待ちの姿勢ではなく行き届いた攻めの窓口対応を実践している。就任からを振り返り、市民への窓口対応について自己評価を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民への窓口対応について

それでは、吉田議員の2つ目のご質問の市民への窓口対応についてお答えしていきます。ざっくばらんの話が出ましたけれども、回数が非常に増えてまいりまして、前から多かったのでけれども、今はお年寄りの老人クラブからも呼ばれたり、企業さんたちも呼んでくれるようになったり、増えてきました。ありがたいことだと思って、できる限りいっぱい行こうと思っておりますが、またよろしくお願ひいたします。

総合窓口ですけれども、これは平成29年度から本格稼働しました。平成29年という、私が就任した翌年になるのですけれども、私は平成28年の暮れだったので、前から準備されていたのです。やろうということになっていたのですが、たまたま私が就任後にかぶっております。市の実情に見合った総合窓口となるよう改善を重ねてきたと。現在は総合窓口として常時1名の職員を配置して——コンシェルジュ、総合案内係というか、これは非常に評判がいいです。婚姻・出生・死亡・転居等のライフイベントに合わせた手続きにつきましては、カウンターの共有を図ったりとか、できるだけお客様に負担をかけないワンストップ窓口となるように対応しているというところです。

導入以降ですが、市民の方々からは、手続きがスムーズになったということとか、窓口周りのレイアウトがすっきりしたとか、また動き、動線が分かりやすくなったなど、褒めていただくことが度々ありました。私も個人、市長に対してすごくそういう声は多くあります。も

もちろん、駄目なときの声もちろん聴いていますが、多くはよくなったなということで、これからも頑張るといふ声でありました。市民の皆さんからも一定の評価を得られているものと考えています。今後とも市民の皆さんの目線・感覚に立って、窓口サービスの推進、または業務改善に取り組んでいきたいと考えております。取りあえず、そういう気持ちであります。

前も分かるのですけれども、あの辺の入り口で、よくどこに行ったらいいか分からないという人がいっぱいいました。今そういうことはなくなって、カウンターのほうからわざわざ出てきて——さっきのコンシェルジュだけではないです。ほかの職員もよく目につくのですけれども、出てきてどちらに今日はという声であります。

加えまして、我々、ほかの職員もあの辺の廊下を歩いているときに、どちらですかということで私も声をかけるようにしていますけれども、職員もやってくれていまして、そしてその窓口までお連れするということがよくあります。こういうことは以前はちょっと少なかったのかなと思うと、やはり窓口のそういうことに取り組んだことが、いろいろな影響につながっていると思うし、まだまだこれから頑張らなければならないという思いをみんな持っていると思います。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民への窓口対応について

市長の自己評価は、一定の評価をいただいているということに尽きるのかなという気がしました。確かに総合窓口を開設して、レイアウトも前に変更しましたですね。目に見えるような形で、これは非常にいいことだと、ヒットだというふうに私は思っております。

私は自分の仕事の関係もあるのですが、他県あるいは他の自治体市町村の声をよく耳にすることがあるのです。その中で、南魚沼市を訪れた窓口対応が、非常に親切ですばらしいという、うれしい声を聞くのです。他県です。他の市町村も仕事柄ちょっと範囲が広いものですから。

半面、ちょっとこれは対面ではないからあれですけれども、電話になるとやはり顔が見えなかつたりあれするから、どうしても冷たく感じる場所もあるとかというの中にはあるという話を聞いています。これは真意が伝わらないこともあるのでしょうけれども、やはり市長がおっしゃったように、窓口に行って迷ったりどこに行けばいいかというときに、市の職員のほうから声がけをして導くというのは、非常に市民にとってはうれしいことだろうし、ありがたいことだろうと思っています。

ただ、市長が意気込んで始めても、アドバルーンを上げて、長い期間になるとその緊張感は必ず緩んできますので、この辺はやはりその区切り、区切りには、きちんとふんどしを締めて、今のいい姿を継続するように心がけていただければと思います。釈迦に説法かもしれませんが、それは常にお願ひしたいと思うのです。

そこで質問させていただきたいのですが、私の思いは、総合窓口を例に取りましたけれど

も、南棟であろうが北棟であろうが、市民会館であろうが上水道であろうが、どこに行ってもやはり同じ考え、同じ対応ということをやらなければいけないというふうに思っていますし、また、そういうことを捉えてやっているとは思いますが。私は決して悪いと言っているわけではないのですが、そういった水平展開はどのような手段でやられているのかお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民への窓口対応について

総合窓口については、例えば正職員、会計年度任用職員の方もいますし、質の高い窓口サービスの提供ができるように、職員向けの窓口対応マニュアルをまず整備しています。加えて、全庁的な市民対応については定期的に接遇、または電話対応の研修会などもずっと続けています。

水平展開でほかのどの部署に行ってもということになりますと、ちょっと私が全部分りかねるところもあって、そうあってほしいと思いますし——では総務課長にちょっと答えてもらうことにします。日々研さんだと思えます。ちょっと答えさせてもらいます。悪いことがあるではないですか、例えばクレームとか、それも全部みんなで共有をしてやっているところ、またそういうこともいいのかというふうに思っています。これを続けていきたいと思えます。あとは総務課長のほうに答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2 市民への窓口対応について

水平展開というような部分の回答になっているかどうかちょっと不安なところもありますが、私どものほうでも電話対応ですとか、対面での接遇などは定期的に研修等をしておりまして、それによって職員が標準的な接遇ができるように日々努めているところです。水平展開という部分まではいっていないかもしれませんが、標準的な対応ができるように努めて、全ての場所で窓口対応などについては対応をしているということでもあります。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民への窓口対応について

ぜひ、日本一の窓口対応の南魚沼市というふうに目標を掲げて取り組んでいただければと思いますし、あそこはすごいというふうに、ぜひ、期待したいと思っています。ちょっと辛口かもしれませんが、やはり職場、職場というのは管理職だと思うのです。その窓口対応は管理職がバロメーターだと思います。管理職がやはりその取組姿勢を常に意識して、緊張感を持って当たることで、その職場というのは緊張感を持って市民に対して接するということだと思えます。

こんなことはないと思えます。部課長が一番後ろに座っているわけです。職員はたまたま留守です。市民の方が訪ねたと。部課長が、後ろに座られている方は、いや私は窓口対応はする仕事ではないよという目線ではいけないのです。さっき市長は、廊下を歩いていても、

私は声をかけてどうですかと言うと話をしていました。ああ、すごいなと思いました。私が生意気を言っているかもしれませんが、やはり管理職はそういう気持ちで率先して行動して、部下に知らしめると。そういうことがやはり模範となる窓口対応ではないでしょうか。市長どうでしょう。

○議長 市長。市長。

## ○市長 2 市民への窓口対応について

議員のおっしゃるとおり、市民の方々への対応についても、管理職は部下の模範となるような質の高い対応が求められると思いますし、私はそういう管理職のみんなだと思っています。管理職が窓口対応を行う機会は、これは一般の職員と比べて、もしかしたら少ないと思われるかもしれませんが、やはり管理職には管理職の持ち分というか機能があるのです。この中では、一般職員では対応の難しい重要な案件、これは電話でかかってくる場合もあります。窓口に来た方の対応もあるのです。

例えば、あまりないほうがいいわけですが、不当要求行為などの場合とか、はっきり言ってこういうものもあります。そういうことも含めて、様々に対応している。少なくともうちの職員の管理職の中に、窓口対応をしなくてもいいなどという考えをしてる者は一人もいないと信じております。

加えて最後ちょっとあれですが、私どもの市は庁議はもちろん月一回行っています。部長ほかの庁議メンバーでやっていますが、加えまして、いわゆる管理職、課長以上は毎日朝礼をやっているのです。私が真ん中に立ちまして、毎日なのです。これは意外に思われるかもしれませんが、ほかの市町村の首長さんたちと話をしたときに、やっているところは私が知っている限りありません、毎日というのは。これは非常に驚かれます。どの首長もみんな本当かと言うのです。8時20分から本当に毎日やっている。

そしてその後、各部署に移って各部署で全部朝礼をし、時間外の勤務をなるべく減らそうという意味からも、毎日、終礼をするようにやっております。そういうこともやっています。そういう中で、私からの言葉も全部伝わるようになっていきますので、気がついたところ、市民の方々からクレームがあったとか、対応をもうちょっとやってくれとか、いいことも伝えますし、悪いことも伝える、ということでやっているつもりでありまして、100点は取れないと思いますが、一生懸命、対応しておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長 長 10番・吉田光利君。

## ○吉田光利君 2 市民への窓口対応について

もちろん私、市長のおっしゃるとおり管理職が駄目だということは全然思っていませんし、素晴らしいと思っていますので、誤解のないようにしていただきたい。ただ、どうしても長い期間があると緩みますよと。やはり常に緊張感はお互いに持たなければいけないのではないですか、というお話をさせていただきました。

全く最後の最後で申し訳ないのですが、先ほどクレームといいますか、という話がちょっと出たので、一言だけちょっとお願いしたいのですが、リスクコミュニケーションといいま



すか、そういったのはやはりマニュアルとして存在しているのでしょうか、どうでしょうか。それだけお伺いして、終わりたいと思うのですが。

○議 長 市長。

## ○市 長 2 市民への窓口対応について

ご質問をこれは本当にありがとうございます。先ほどのことは、私は誤解しておりませんので。気持ちはちょっと力が入りましたけれども、そういう気持ちでやっておりますのでよろしくお願ひします。

クレームのリスクコミュニケーションの問題ですが、クレームは発生することは当然あります。こういった場合には、速やかにクレームの内容また再発防止策を整理した上で、文章での回覧、そしてメールにより各部署の職員、これは正職員及び会計年度任用職員へ情報共有を行っているところです。また、全庁的に周知すべき内容であれば、庁内LANというのがありまして、みんなが見られるのがあります。庁内LANにて職員に情報共有や注意喚起を行っているところです。これは非常に徹底していると私は思っています。

私はいろいろ決裁をするのが仕事ですけれども、非常にこの手の報告が多くあり、また逆に言えば、私の姿勢としてよい知らせは全然後でいいので。よい知らせは後でいい。何日かたった後でいいと。悪い知らせだけは早く持ってこいということは、市長になって以来ずっと言い続けていることで、その辺の徹底をしているかどうかはちょっと分かりませんが、そういう機運はまこと就任当時よりもさらに上がってきていると私は思っているところです。

不当要求の話をしました。これもありまして、職員個人や担当窓口のみの対応としないようにする。これはいろいろ絡み合うのです。そして、組織を挙げて対応する仕組みをつくり上げなければならないということで、令和5年2月に行政対象暴力対応マニュアルを作成させていただきました。現在、全職員へ周知をしているところでありまして、1人で対応するなということでもあります。こういったことも管理職も頑張っけて目を光らせているということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「終わります」と叫ぶ声あり〕

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を2時35分といたします。

〔午後2時17分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

〔午後2時34分〕

○議 長 質問順位11番、議席番号12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 それでは、通告に基づき一般質問を行いたいと思ひます。

今年を過去126年間の中で最も暑い夏だったという報道がありました。人間も南魚沼産コシヒカリも、よく暑さに耐えて頑張ったなと思っております。その分、おいしいお米になることを願っております。

私の村、一村尾では9月1日から9月16、17日に向けて十五夜祭りの練習が、小学校から若手、そして大先輩方までがお祭りに向けて練習を行っております。このお祭りの本来の姿というのは、稲刈り前に今年の五穀豊穰、豊作を願って、そして村の安全を願ったというお祭りでございます。いい結果になるようなことで、今回は大項目で2点質問をいたします。

### 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

まず、1点目でございますが、好調なふるさと納税応援寄附金を農業者にどう反映させていくかということでございます。8月中旬に2023年産のJA全農の新潟県の仮渡金が示されました。ブランドの魚沼産コシヒカリ、慣行栽培ではありますが、1万7,200円となり、昨年より300円減となりました。生産者にとっては、肥料など農業資材が高騰している中で、増額を期待していた中では、生産者は本当に複雑な思いであったのかなと思っています。

その中で、JAみなみ魚沼は、JAの集荷を図るため、そして古米——古い米ではありませんが、持ち越しが解消されること、そして実需者の取引見込みも前年並みであることなど、生産者の手取り確保が必要なことを考慮して、最大限の仮渡金、1等米で昨年と同額までの1万8,000円を示しております。

また市でも、昨年に引き続き実施予定の農業者緊急支援事業交付金等を予定されているような話も伺っております。まず、今年は渇水、高温が続き、暑さにあまり強くないコシヒカリの品質についても、農業者は心配しているところでございます。8月15日に発表の作柄は平年並みとしていますが、今後、稲刈りが最盛期を迎えている中、米の品質、特に1等米比率の低下、収量が徐々に分かってくるのかと心配しているところでもあります。好調なふるさと納税返礼品の8割は、米と餅の農産品であるということ。こういう年ほど農業者は市に期待するところがあると感じております。

今後、来年度以降に向けて食味や高温に負けないため、品質向上に向けて生産者への支援や品質向上に向け、どう取り組んでいくかの視点で、以下の2点について質問をいたします。

1番です。高価格帯のブランドの魚沼産コシヒカリが販売に苦戦とあるが、どう捉えているのか。今後の戦略は。

2番、ふるさと納税寄附金で市長にお任せコースがある。農業者にどう反映させていくのか。

以上の2点を質問いたします。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは清塚議員のご質問にお答えしてまいります。

### 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

1番目に、好調なふるさと納税を農業者にどう反映をしていくのかというテーマで、まず1点目のブランド米の魚沼産コシヒカリが販売に苦戦とあるが、どう捉えているのかということで、まずはこちらからお答えしてまいります。今後の戦略についてもお聞きであります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて、外食需要が回復傾向にあるものの、物価

高の影響で高価格帯米を中心に販売が低調のようであります。農林水産省が毎月公表している米に関するマンスリーレポートというのがありますが、この8月号によると、6月末現在の全国の民間在庫、これはうるち米ですが、全国の民間在庫は、前年の同月と比較しまして、19万トン減少して153万トンとなっているということであります。新潟県産米の民間の在庫は7,000トン増の11万4,000トンとなっているということから、少し読み取れるかと思いません。

J Aに確認したところでは、令和4年産の南魚沼産コシヒカリは、全て完売しているということでありますが、民間のほうの販売比率は7月末現在、昨年の83.7%にとどまっているというような報告を受けております。このことから、高価格帯ブランド米である南魚沼市産米も民間販売においては少し苦戦をしているというふうに、やはり推測できるかということがあります。

こうした中、J A全農新潟県本部が示した玄米60キログラム当たりの仮渡金が、新潟一般それから岩船、佐渡産が前年より200円増えた一方で、先ほど議員がお話のありました、魚沼産のみが300円減額と発表されたところです。生産コストが上昇しているにもかかわらず、それが金額がどう多いか少ないか、そういうことではなくて、減額となったということにつきまして、やはり議員が言われているとおり誠に残念な発表であると考えているところです。それにも対応が今されていると。

この発表を受けての戦略ですが、今回さらにこの発表後でありますけれども、渇水それから干害があったということから、品質はまだ全容の判明がつかめておりませんが、非常に厳しいものがあると考えております。126年の中で観測史上始まって以来の一番の暑さだったということで、高温被害がやはり一番ではなかろうか。渇水以上に高温ではなかろうかというところがあります。J Aの組合長さんとも連絡を取り合っておりますし、私は土地改良区の理事長さん方、また加えまして、現場で検査をしている人たちもつながりがあるところはいろいろ確認をしているのですけれども、悪いことばかりをちょっと言うのは控えたいと本当は思うのですけれども、非常に厳しい状況であるということは把握をしているところであります。それぞれ関係者とさらに連携をして、ブランド米である南魚沼産コシヒカリのさらなる周知また販売促進に取り組んでいくことが、販売率の向上につながるものと考えています。

品質の中でも特に今、刈り遅れを心配している声が大きくて、胴割れは本当に食味に関係しますので、何等米比率の問題、それを超える意味で胴割れというのは非常に怖いのではないかとということで、今まさに稲刈り中ではありますが非常に心配をしているというところでもあります。

2つ目のふるさと納税の活用コースに、市長にお任せコースがあると。この中で、農業者にどう反映させ、支援していくのかということでもあります。もうここで言うこともございませんが、ふるさと納税の使い道の中に力強い農業のまちづくりというコースもありまして、寄附額の約6.1%。そして様々に、農/KNOW THE FUTUREの話も今日、病院のほうでちょっと

例えで出ましたが、こういったものにももちろん活用させていただいています。

一方で、ふるさと納税の寄附金の使い道の先としては、約 42.2%が市長にお任せコースというふうになっていまして、これらは上田雪国スポーツセンターや、また庁舎照明器具、また様々なことに使用させていただいてきています。

議員のご指摘のとおり、件数ではなくて寄附額ベースでいうと 82.9%となっております、お米、またお餅がありますが、返礼品でいうとそうなのです。米の品質向上また後継者育成などといった生産者の方々にとってプラスとなる支援は、絶対に必要というふうに考えております。これは今日この時点ではちょっと言いにくいところがありますが、本当に心を砕いて、やはりこれに立ち向かっていく必要があるというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長 長 12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

まず 1 点目ではありますが、やはり市長の答弁のように高価格帯の米が非常に苦戦をしているということでもあります。今、卸というかバイヤーは、5 キログラム 1,500 円でも高い、1,380 円。やはり消費者の動向が銘柄より価格を重視するところになっております。そして、若い世代は産地の銘柄志向というよりも、今言ったように、食味とかも——全国で 7 割がコシヒカリを生産しているそうです。その中で南魚沼市は、先人のおかげ、そしてこの気象条件の中でブランド米という形でふるさと納税がすごく全国から評価していただいているところがあります。やはりここでしっかりとブランドを維持するというか、そういう視点で今後幾つか質問をしていきたいと思っております。

今回、勝又議員、中沢道夫議員が渇水対策という声を出しました。やはり品質確保の中では、先ほど市長の話がありましたけれども、高温ばかりではなくて、水とか肥料の関係でも、この暑さには防衛する対応策があるという中がありますので、例えば南魚沼市の——今日は渇水のほうでのちょっと今、視点で行きます。

特に南魚沼市の中で、今回の質問の中でもあったように、西部地区、要は魚野川より西山地区の被害が多いように感じております。答弁の中では、同僚議員の中に 20 ヘクタールという話が、8 月 31 日現在であったと聞いております。やはり、この辺についてはしっかりとした対応策——市が本当にこの部分の被害が多いというか、そしてどういう形で対応をするかというのは……土地改良をすればという声がありました。今、土地改良に手を挙げて採択されたとしても、最低 10 年先の話です。それから面積によっても 3 年、4 年、5 年。今、塩沢の吉里地区がもうちょっとで終わって、これから大月地区へ行くわけであります。例えばここで新たな地区が採択されたとしても、工事が始まるのが約 10 年先だと言われました。そういう中で、もうこれからは高温になるとすごく予想されるわけで、市独自の対応というものを考えていかなければならないかと思っています。

今回は消雪パイプの井戸水を出して、スピーディー感があったとは思っているのですけれども、やはりそういうところの中では、市独自の渇水対策の事業というのでも取り組まなけれ

ばならないのではないかと思っています。そういう視点で、市長に再質問をいたします。

○議長 市長。

○市長 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

渇水は本当に大変なことであります。水がなかなかかからない。山が浅くて川の水がなかなか取れない。そういうことが西部地域にももちろん集中しており、以前は米が作れなかったという場所もあって、そういったところ、米に向かなかったところ。そこにいろいろな用水が入ってきて、田んぼが広がっていったというところ、もちろんそういう地区でもあるところが多いということでございます。

市独自のという話であります。なかなかそう簡単ではないところがあることは分かります。勝又議員の中でポンプの問題とかも出ました。そういったところをどうやってこれから備えていくかということや、変わる緊急時に何ができるのかということも、もちろんそういうこともあるし、加えまして、多分、勝又議員のときもお話をした雪の利用とか、本当に数年前だったら一笑に付されたという話を多分そこでしたと思うのです。特に勝又さんのあの集落辺りを歩いているときに、私は昔、おじいちゃんに呼び止められて、市長を目指すおまえならもうちょっと考えろという話を、それも7年前の話です。そんなふうにも経験させてもらいましたが、今そのことを言って笑う人はいなくなった。私がこの話を渇水のとくに始めていると、それをもうちょっと研究していたらどうだという話をしてくれる人もおられました。

水量としては、誠に切ないながら少量だと思いますし、焼け石に水に近いものかもしれませんが、そういうことに立ち向かっているところが、誇りあるコシヒカリの郷として、そこまでしても頑張るのだというところを見せるということに、逆に言えば品質の・・・に向かおうとしている信頼とか、そういうことにもつながるのかなという思いです。

スキー場でやっていないところも出てきました。雪をそのまま溶かしてしまうのでは、どうなのかと。除雪問題で川に行って、漁協さんにはあまりよく思われずに、早く消せと言われながら、春先、消している、ああいう除雪の雪とか、こういったものをどういうふうに扱っていくかということは、真剣に議論する必要があるのではないかと。そして、地下水で対応できるようなのところがあるのであれば、やはり調査をする。

その前提となるのが、今回の被害がかかっている地域。本当にどの田んぼがかからなかったのかとか、ここは50%ぐらい大丈夫だったとか、いろいろなことがあると思うのです。そういう問題もあります。しかし、これだけ降らないと、今日もJAの組合長と朝、話をしていたびっくりしたのが、少量の水でかかっている場合は、田んぼの中でお湯になるのだそうです。私どもも経験したことがあります。まさにカエルも住まないような。今年は泣きませんよね。大体今年——嫌いな人はごめんなさいですが、以前と比べたらあまり蛇を見ません。渇水というのは例えばそういうような、かくもいろいろなことが起きるのかと。そういう自然サイクルはまたどうなるのかとか、いろいろな思いがあるところではありますが、まずは何といたってできることをやはり考えていく。

それから今回、問題になった地下水を使うにしても、電力会社さんとのいろいろなきちんとした、もうちょっと突っ込んだ契約上の在り方の課題をクリアしていくとか、いろいろあるろうかと思っています。何としても自然のなせる業であるので、ここにあらがうということでもあります、いろいろ考えていかなければならないのではないかと考えています。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

それでは、(1)のほうでもう一点、今後の戦略というか私の思いがあるのですけれども、確かに井戸とかはぜひ考えていただきたいと思っています。やはりため池というのは土地も必要になったり、井戸水であれば比較的面積とかが少なくても掘れるというような思いがあります。あとやはり品質を維持するに当たって、私も過去に、1年ほど前でしょうか、有機質の肥料の件、実はケイ酸質肥料はこの圃場でも全国的に、この当JAみなみ魚沼管内でも非常に不足しているという肥料であります。そしてこのケイ酸質肥料、カリも含めてですが、高温障害、乳白米対策には非常に有効であるとも実証されております。そしてこのケイ酸カリというか、施肥で葉の温度が下がるとか、クーラー効果があるという話もありました。食味にもつながるということでもあります。

私も実際に商品名は出しませんが、ケイ酸質の肥料、そして食味が良くなる何とかエースというものを、もう田んぼに投資しております。レジの女性に、これにお金を投資してまいって本当に実になるのかなどと話をしたら、いいおいしい米がとれるから、頑張ってくださいと、そんなことも言われました。ただ、ケイ酸質の肥料につきましては、窒素分と違ってなかなかその場ですぐ効果が見えないのです。だから今、大きな農家も小さな農家も施肥をしないのです。例えば、今言った堆肥センターの有機質系の肥料とか、ケイ酸質カリとかそういうところに投資をした人には補填する。これが私は南魚沼市のふるさと納税が伸びている、品質を維持する一つの大きな方法ではないかと思って、その辺、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

これから答弁することに足りないところの専門的なところについては、担当する部、また課から話をしてもらいます。ケイ酸質の肥料のことにやはり触れられて、少し思い出すのは、私も農業を父に最初はくっついてやっていたのですけれども、あの当時30数年前からケイ酸質の肥料をどんどん使う父でありました。やはり食味のこと、それから今お話をしたそういう効果についてよく語っていたのを今さらながらに思い出します。私はその後、それを継続できない農家のせがれになってしまいましたが、しかしこのケイ酸質肥料のことについては、非常に思いが分かるところがあります。

農業再生協議会を通じまして、新たに肥料価格高騰対策の一環でもあるのですけれども、堆肥センター及び畜産業者が生産する堆肥を利用した場合に、当該利用費の一部を支援するため、国に対して化学肥料低減定着事業を8月に申請したところであります。こういったこ

との後押しとかを含めて、いろいろ考えるところがあるのではなかろうかと思いますが、担当部長のほうからも答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

今、市長が言われましたように、有機センター等の肥料、議員も言われましたけれども、そちらの一部についての補助ということで、それを国の事業として支援するというので、今、申請させていただいていますということです。それで、今、言われましたケイ酸質肥料になりますけれども、こちらについては葉のほうに生まれた炭水化物というものを根のほうへ流して、根を強くするということになるのだらうと思います。

調べますと、価格もやはりそこそこしますので、必要なものについてはJAさんも多分、同じ課題を考えていらっしゃると思いますので、ちょっと意見交換した中でどういうふうにまたご支援できるのか、できないのかちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

確かに国も支援をしておりますし、JAについても肥料については補助をするというので実際には出ている。その辺は、今度は市とやはり私の言うふるさと納税という中を、やはり投資をした中で、JAと連携をしてやっていただければと思っています。

それで2番のほうですけれども、やはり価格、そして全国から周知してもらい、選んでもらう、そういう視点という中で、農/KNOW THE FUTUREという話が出ております。これは第4弾まで、すばらしい動画であります。若者が農業にも魅力を感じるし、そして見る人の目が点になるほどすばらしい作品だと思っています。今回の目黒同僚議員の中にも、大分すばらしいクリエイターというか、動画や、そういう方がいるというような話も聞いております。第5弾、例えば今は農業とか魅力のほうで言ったのですけれども、食味とか販売の拡大という、そういう戦略での今の考えはあるのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

農/KNOW THE FUTUREは、本当に若者の皆さんの元気というか、そういうことを本当に感じるものになっています。今年度もJAみなみ魚沼青年部に動画作成の依頼を行ってしまして、農業のすばらしさ、魅力の発信、またコシヒカリのPRができればと思っています。今年の秋、第5弾になるのですけれども、全く内容は知らされないのです。実は聞いても封切りになるまでは教えてくれないのです。報道さんの前で発表するのです。そこまでは私どもも全く何をテーマにしているのかも知らされない。そういうことでもありますので楽しみにしておりますけれども、こういうような厳しい状況は間違いないと思うので、余計に楽しみにしているところです。

第4弾「植えよう」は、ラップミュージックというか、再生回数も本当にすごいものがある

りまして、期待をしております。第6弾については、もちろんそれもまだどうなるかということも教えてもらってもいませんが、そんな状況であります。ぜひともいろいろな意味で、これは別に農業だけではなくて、若者たちの元気という意味も含めて素晴らしい。そして後継者問題の子供たちがやはりあれを見てかっこいいとか、そういう感覚になってきていることが大きな変化だと思うので、ぜひ、続けてもらえればというふうに思っています。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

それでは、(2)のほうの締めということですが、生産者の農業者はふるさと納税が、さっき8割というかこれだけ好調なのに、こういう厳しい条件の中で還元をしてもらいたいというのは、今年みたいな厳しい時期であれば、当然のことであると思っています。ふるさと納税の果実を利用して、生産者への価格差の助成など、緊急対策というのも打ち出してはいるのですけれども、毎年このような状況になるという中で、やはりしっかりと市長の方向というか、農業者が安心して作れる、そういうところが私は大事ではないかと思っていますので、ぜひ、来年度以降そういう視点で、市長にお任せコースを農業者にどう反映していくかという視点で、最後この辺の市長の答弁を願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

先ほど、今日JAの組合長とちょっと朝、話をしていたという話をしましたが、まさにその中で私もそこが一番心配だと思ったのは、農業者の皆さんの気持ちが折れている。この収穫の秋のまさに稲刈りをしている最中から折れている人が見受けられて、大変心配だということと、お年寄りの例えばまだ農家を頑張っている皆さんが、今回を機に離農といいますか、農業から離れるというか、そういうことが心配だ、市長という話を、組合長が率直に私に話していました。私も少しそういうことを思いつつありまして、これらに応える意味からもここ一番——ふるさと納税は決してお米がたくさんだからお米に全部返さないという制度ではないのですけれども、しかし、ここ一番のときに寄り添わずして、果たしてコシヒカリの郷だ、誇りだ、地域の、などという話をしても、私はやはり違うものではないかというふうに思うので、今日この場でどういったことということとは言えませんが、何かしかの形で寄り添うべく施策をやはり早急にやっつけていかなければならない。

その中には、先ほど言った渇水の対策もあるかもしれません。そして、本当に今、恐らく等級の問題は、我々の想像を少し——なければいいのですけれども、全容が見えてこないと分かりませんが、厳しいものがあると思います。そのときに、例えばそういう手当てをする部分のところは、やらなければならないかもしれません。加えて米百俵の例えにもあるように、今厳しい状況のことだけを、そこも大事なのですが、将来にわたるもう少し——米百俵は学校を造ったわけですがけれども、今は食えなくても将来にという気持ち、そういうようなところもやはりあるのではなかろうかという思いがするわけです。

例えば、どなたかの質問に答えたG7といいますか、おにぎりの——遊びでやるつもりで



はないのです。そういったところも我々のコシヒカリのPRの非常に大きなものを持っている。例えばそういったところに、今後いろいろな道をつけていき、農業生産者の皆さんからも参加をいただく中で、いろいろな角度から作り手だけではない角度も含めて、誇りあるそういう事業を展開するとか、いろいろなことが考えられると思う。ただ、これにも早めなければいけないものと、後でいいものとかいろいろあると思うので、この辺を見極めながら、今後、対策を考えた場合には、もちろん議会の皆さんにもお示しもさせていただくようなところを含めて、対応していく必要があると、今もう既にそう思っておりますので、ここ一番のときではなかろうかというふうに思っています。

○議長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 好調なふるさと納税を農業者にどう反映していくのか

先ほども言いました、先人たちから築いていただいた魚沼産コシヒカリ。この誇りあるコシヒカリを私たちは市長をはじめ、しっかりと守っていかなければならないと思っております。

先ほど等級の話が出ました。1等米と2等米の価格差は1,500円。それを今度は3等米に落ちると1万800円、半分にお米の値段になってしまうという不安もあります。そういう中で、販売やまた価格の維持を含めて、市長をはじめ頑張っていきたいと思っております。

2 市所有の辻又地域多目的センターの今後の方向性は

それでは、大項目2点目の質問に移らせていただきます。市所有の辻又地域多目的センターの今後の方向性とはということで質問をいたします。

大和地域では行政区集会所として市が所有している施設が幾つかあります。市のほうにも再度確認しましたら、雷土新田、谷地集落、大倉のせせらぎ、後山冬季孤立集落維持管理センター、そして辻又の地域多目的センターであります。市の方針の中ではできるだけ地元管理になるような無償譲渡を進めていくようであります。

辻又につきましては、昭和38年に建築された旧小学校の施設であります。床が沈み、著しく老朽化が進んでおります。過去にはトイレ等の改修をしていただいているようですが、冬期間では寒さにより水道管が凍結するなど、そして段差等もあり、高齢者の利用も不便で、現状のままでは本来の機能が発揮できない。特に災害時の一時避難所、出張診療所の診察室、そして今、交流されている大学生や家族連れの交流拠点、選挙の投票所など、非常に不便な状況となっております。

そしてもう一点。この点については、私は井口前市長のときからもずっと質問をしてまいりました。まず、冬季の課題であります、冬期間の孤立が十分考えられる集落ということがあります。県道が降雪量により安全最優先の判断から冬期間、通行止めになり、南魚沼市側から一旦、魚沼市側に経由をして集落へ行かなければならない不便があります。

これまでも県により、雪崩防止工事を進めてきましたが、この間の南魚沼地域振興局の話では、新たにドローン等で雪崩危険箇所の調査を行いましたら、10か所を超える危険箇所がまだあることが分かかってしまいました。通年を通して通行できることを願った集落の切実な

願いは、遠い現実となっております。

これらを踏まえると、冬季の孤立時の一時避難所としても、そして地域の活性化のモデルとしても、地域の声を反映させ早急に整備する必要があるのではないかという質問をいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市所有の辻又地域多目的センターの今後の方向性は

それでは、清塚議員の2つ目のご質問、市所有の辻又地域多目的センターの今後の方向性は、にお答えしたいと思います。

辻又のセンターにつきましては、市が策定した公共施設等総合管理計画の個別施設計画において行政区集会所と位置づけられています。行政区集会所は、地元行政区へ譲渡を将来の方針としていますが、辻又地域多目的センターについては防災拠点となっているため、当面は維持するが、施設の状況を踏まえて地元行政区と協議するというふうになっています。

計画では令和8年度に地元協議を行うとしておりましたが、議員ご指摘のとおり現在、非常に老朽化をしている。そして不便な状況になっていること、これを把握しております。私も毎年、あの辻又は行っております。年に2回は少なくとも行っています。先月は辻又を挙げた運動会、毎年参加をさせていただいておりますが、清塚議員もいらっしゃっていました。そういうところであります。

昨年9月に、辻又区長さんから辻又多目的センターに関する要望書というのを提出いただきました。その要望書において、施設の現況の調査、そして指定管理期間の延長、建物補修の要望をいただいています。以前から、この施設を拠点に専修大学の学生さんたちが、これは頑張っておられる教授が、一緒にゼミ生を連れて来られております。もちろん、ご存じのとおりであります。この皆さんとの交流等を行っている拠点にもなっております。この交流を継続するためにも、私宛てに施設改修や設備増強を希望する旨の話を伺ったところであります。

今後この施設を使用するのであれば、耐震基準を満たすように改修を行わなければなりません。現在集落センターとして位置づけられている施設であるということから、今後どのような機能を持たせ、改修していくかが課題となるかと思っています。交流センター的な施設として整備、また一時避難所や選挙の投票所など、様々あるかと思いますが、こういったことに活用することが可能な場所だと考えておりますので、その向きで考えていきたい。

何よりも今後の方向性については、まずは地元の皆さんから具体的な提案をいただきたいという話を、数年間ずっと続けてお話をしています。何が必要なのかということや、また現状維持のために修繕でいいのかとか、例えば抜本的な改修を行いたいのかとか、これらについてもいよいよ市がやはり入っていくことにもよりまして、地元が一緒になって検討していきける、そういう空気をつくりながら、先に先に延ばすだけではなくて、やはり一定の結論を出していかなければならない時期に来ているというふうに考えているところであります。

以上です。

○議 長 12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 市所有の辻又地域多目的センターの今後の方向性は

今回この質問は、一集落の問題であったので、どうしようかという思いもありました。そして、市長が言われた地元の具体的な提案をいただきたいという話もありました。今、市内には軒数が小さくなったり、本当に限界集落に近い集落がたくさん出てきました。私はそういう中で、例えばここ辻又が地域活性化の一つのモデル的な形の、市長の判断があればという思いで質問をしております。地域活性化のモデルの考え方として、実は辻又は現在 14 軒ほど。そして人口も 30 人と非常に小さな山あいの集落であります。そして、過去には、南魚沼市で初の地域おこし協力隊の受入れを行い、現在 1 名が辻又に残っております。

そして、9 年前には大学生を活用した、県の事業であります。集落活性化支援事業に応募してみないかということで、これも市の職員からも大分協力していただいたことも思い出しております。神奈川県専修大学経営学部との交流が始まり、以来、交流が続き、来年で 10 年になります。毎年行われる、先ほど市長がお話をされました、そしてメディア——新潟日報でも雪国新聞でも出ておりますが、外部等を交えた運動会は私はすばらしいものがあるのかなと思っております。

そして、今年の卒業生の中には、南魚沼市に移住した学生もいるという話を聞きました。先日、私もお会いしてきました。外部との交流は集落の活性化にもなり、他集落への好事例となるのではないかという思いがあります。

そして、南魚沼市ではワーキングホリデーが人気全国ナンバーワンという話がありました。辻又地区の多目的センターを外部との交流拠点と考えて、そしてまた先ほど私が質問をした避難所と掛け合わせた中で、一体となった整備をするというのが大事ではないかと思っております。

先ほど地元の具体的な提案がまだいただいていないという話がありました。やはり小さい集落では高齢化で提案書ですら、なかなかまとめ上げることができない。そういうところが多くなっているのです。そこで、今回、私はちょっと先行的な形になったかも分かりませんが、次の地域活性化につながればという思いで、今回、質問をしております。市長の答弁を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 2 市所有の辻又地域多目的センターの今後の方向性は

議員がお話のことはよく分かります。そして、議員があそこの皆さんの本当の気持ちをずっと毎年というか、ずっと聞き続けておられる一人であるということは十分、私としてはそう思っております。耳を傾ける必要があると思います。そして、やはりどうしても行くと、辻又の皆さんの一人一人の顔が分かるようになってきているのです。なので、やはりそうだろうなと思って今聞いています。

先ほどワーキングホリデーの話が出ました。非常に大学関係とのつながりも、ワーキングホリデーだけではなくて、いろいろな関係が出てきました。南魚沼をフィールドにいろいろ

な問題解決とか、様々ここでそういう地域学習というか、もうちょっと深いものだと思いますけれども、そういうところが出てきました。

そういう中で、単なる先ほど言ったような機能を持たせるセンターだけではなくて、研修というとまたちょっと固い言い方ですけれども、その人たちがそこで過ごすことができるような、そういう施設づくりみたいなところを絡めながら、例えば提案するならやっていったほうがいいのではないかということとは——これはごめんなさい。私が今思っていることで、でもこういう話を向こうに行くと、私は別に黙っているだけではないので、集落の方々と話をするとき、例えばそういうことかなとかという話をすると、やはり非常に皆さんが、もっとしゃべりかけてくれるというかは、ずっと経験していることなので、そういう思いもあるのかなというところを少し思ったりもしています。

いずれにしても、議員がお話のように、我々のほうで待っているような感じで物が進まないという集落である。また、課題ではなかろうかということは、本当に思っております。

1回目の答弁でも申し上げましたが、いよいよそういうことを具体的に少し、我々も受けるだけの話ではなくて、こうやったらどうだろうかという話も含めて、やはりやっていく必要が——これまであれだけ通わせていただいて、この間、ざっくばらんも1回も欠かしたことはありませんし、毎年、お邪魔している私としても、気持ちは少し分かりつつあるというところもあるので、いろいろ対応してまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、あした9月13日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後3時17分〕